

第四次東京都子供読書活動推進計画

令和 3 年 3 月
東京都教育委員会

はじめに

子供の読書活動は「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）です。

読書により、子供は広い世界を知り、自分自身の考えを確かめたり深めたりすることができます。そして、この体験を通し、考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心などを身に付けることができます。

また、読書は、子供が、デジタル化の進展や、感染症の影響等、変化の激しい社会の中で、主体的に学んで必要な情報を判断し、よりよい人生や社会の在り方を考え、多様な人々と協働しながら問題を発見し解決していくために必要な資質・能力を育むものです。さらに、読書を通して、子供は多くのよい文章に触れることができ、語彙量の増大や文章を書く力などの国語力の向上が期待されます。

これらは、子供が、国際社会で活躍する人材として資質・能力を高める上でも、欠かせない力であるといえます。

このように、読書は子供が自分の将来に夢をもち、自己実現を図っていく上で極めて重要な役割を果たしています。

子供の主体的な読書活動を推進するためには、一人一人の特性を考え、発達の段階に応じた様々な分野の本との出会いや多様な読書の機会を提供し、子供が感動したり、感じたりしたことを伝えることができる読書環境づくりを行うことが大切です。

東京都は「第四次東京都子供読書活動推進計画」において、このような理念に則り、積極的に子供の読書活動の推進に取り組んでまいります。

目次

第1部 計画の基本的な考え方

| | | |
|-----|-----------------|----|
| 第1章 | 計画の性格 | 3 |
| 第2章 | これまでの成果と課題 | 6 |
| 第1 | 第三次計画における東京都の取組 | 6 |
| 第2 | 取組の成果 | 7 |
| 第3 | 現状と課題 | 8 |
| 第3章 | 第四次計画の基本的な考え方 | 16 |
| 第1 | 基本方針 | 16 |
| 第2 | 計画期間 | 16 |
| 第3 | 計画の目指すもの | 17 |

第2部 具体的な取組

| | | |
|-----|--------------------------------|----|
| 第1章 | 発達段階に合わせた取組 | 23 |
| 第1 | 乳幼児の読書活動の推進 | 23 |
| 第2 | 小・中学生の読書活動の推進 | 25 |
| 第3 | 高校生等の読書活動の推進 | 30 |
| 第4 | 特別な配慮を必要とする子供の読書活動の推進 | 35 |
| 第2章 | 読書活動推進の基盤づくり | 40 |
| 第1 | 区市町村の子供読書活動推進計画策定の推進 | 40 |
| 第2 | 読書活動推進状況等の調査 | 40 |
| 第3 | 都立図書館による区市町村立図書館の児童・青少年サービスの振興 | 41 |
| 第4 | 読書活動を支える人材の育成 | 41 |
| 第5 | 啓発、広報 | 43 |
| | [参考資料]「第2部 具体的な取組」一覧 | 45 |

<注> 「第2部 具体的な取組」の各取組名の後ろにある（新規）は、第四次東京都子供読書活動推進計画で新たに計画した取組です。

第1部 計画の基本的な考え方

第1章 計画の性格

1 国の動き

平成13年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、推進の基本理念が定められるとともに、国及び地方公共団体は、子供の読書活動の推進に関する計画を策定、公表することが定められました。

これまで国は平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第一次)を策定し、平成20年3月に第二次基本計画、平成25年5月に第三次基本計画、平成30年4月に第四次基本計画を策定してきました。第三次基本計画では、おおむね5年間(部分的に10年間)の国の施策の方向性として、平成24年から平成34年までの10年間で不読率¹の半減及び市町村の推進計画策定率の向上を目標として示し、更に第四次基本計画では、①「発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成」、②「友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める」ことをポイントとして、家庭、学校等、地域での取組、子供の読書への関心を高める取組等について推進方策を示しました。

この間、学習指導要領等が改訂・告示されました。幼稚園においては平成31年度から、小学校においては令和2年度、中学校においては令和3年度から全面実施され、高等学校においては令和4年度から年次進行で実施されます。これにより、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することを規定しています。加えて、学校図書館を計画的に利用してその機能の活用を図り、児童・生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することが規定されています。また、幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等と規定しています。

さらに、令和元年6月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)が施行されました。この法律は、障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。令和2年7月に策定された視覚障害者等の読書環境の整備に関する基本計画では、アクセシブルな電子書籍の充実、視覚障害者等の読書環境整備などの方針が示されました。

| | |
|---------|---|
| 平成 29 年 | 幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領 告示 特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 告示 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領 告示 |
| 平成 30 年 | 高等学校学習指導要領 告示 「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(第四次) 策定 |
| 平成 31 年 | 特別支援学校高等部学習指導要領 告示 |
| 令和元年 | 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法) 施行 |
| 令和 2 年 | 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」策定 |

2 都の動き

東京都教育委員会では平成 13 年 12 月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受けて、平成 15 年 3 月に「東京都子ども読書活動推進計画」(計画期間：平成 15 年度から平成 19 年度まで)、平成 21 年 3 月に「第二次東京都子供読書活動推進計画」(以下「第二次計画」という。)(計画期間：平成 21 年度から平成 25 年度まで)を策定しました。その後、平成 27 年 2 月に「第三次東京都子供読書活動推進計画」(以下「第三次計画」という。)(計画期間：平成 27 年度から平成 31 年度まで)を策定し、①不読率の更なる改善、②読書の質の向上、③読書環境の整備、の 3 項目を基本方針として取組を推進してきました。

この間、東京都教育委員会は、平成 31 年 3 月に「東京都教育ビジョン(第 4 次)」を策定しました。平成 31 年度から令和 5 年度までの 5 年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「教育振興基本計画」として策定したものです。その中で、次代を担う子供の姿として、子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に貢献する力を培うこととしており、子供の読書活動の推進は、欠かせない役割を果たすものとなります。

また、令和 3 年 3 月公表予定の「東京都教育施策大綱」では、「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」を目指すべき教育としています。読書活動においても、すべての子供が等しく読書ができるよう、多様なニーズに配慮していくことが大切です。

3 都と区市町村の役割

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 9 条第 1 項の規定に基づく計画であり、東京都における子供の読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すものです。

また、区市町村において、推進計画を策定・更新する際や、読書活動を推進していくに当たり、本計画の内容を踏まえることを期待するものです。



第2章 これまでの成果と課題

第1 第三次計画における東京都の取組

1 第三次計画の性格

東京都教育委員会は、平成27年2月に「第三次計画」を策定し、基本方針として、不読率の更なる改善、読書の質の向上、読書環境の整備を掲げました。読書活動に直接関わる取組を、実施する主体間で確実に連携し効果的に実施できるよう、子供の成長段階別の構成とし、不読率を第二次計画終了（平成25年度）比で令和元年度に3割減、令和5年度に半減させることを目標としました。

2 東京都の取組

東京都は、「第三次計画」から新たに子供の成長段階に合わせた取組を掲げ、様々な取組を行ってきました。乳幼児期の読み聞かせに関する情報発信など乳幼児のいる家庭や乳幼児に関わる人への支援、朝の読書や各教科等における読書活動の工夫など小学校・中学校等への支援を実施したのをはじめ、高校生等では書評合戦の実施などに取り組み、特別な支援を必要とする子供の読書活動の推進では障害に応じた指導方法の工夫、都立特別支援学校の読書環境整備に取り組みました。

また、「児童・生徒の読書状況等調査」を実施し、その結果を公表して、読書活動状況の実態把握に努め、読書活動推進の成果指標としました。

都立図書館では、新たな取組として、区市町村立図書館の乳幼児サービス実施への支援、多摩図書館の施設・設備の充実、情報発信による小学校・中学校等への支援、おすすめ本の紹介や選書支援、書評に取り上げられた本情報の提供など都立高等学校等への支援、読み聞かせボランティアを育成するための特別支援学校及び区市町村立図書館への支援などについて取組を進めました。



第2 取組の成果

第1図に示すように、児童・生徒の不読率は、小学2年生ではやや増加したものの、小学5年生、中学2年生、高校2年生では、低減を図ることができ、一定の成果がみられました。その結果、目標値との差は、小学2年生、小学5年生と中学2年生では1ポイント程度の僅差となっています。

[第1図 不読率]²

第三次計画における改善状況

| | 平成25年度 (2013年度) | | 令和元年度 (2019年度) | 目標 | |
|-------|--------------------|---|-------------------|-------|----------|
| 小学2年生 | 2.6% | → | 2.9% | 1.8% | 0.3pt 増加 |
| 小学5年生 | 5.4% | → | 4.2% | 3.8% | 1.2pt 低減 |
| 中学2年生 | 13.2% | → | 9.9% | 9.2% | 3.3pt 低減 |
| 高校2年生 | 31.8% | → | 30.6% | 22.3% | 1.2pt 低減 |

第2図に示すように、「学校経営方針に読書活動の推進が位置付けられている」とする学校の割合が増えるとともに高い数値で推移しました。また、「学校全体としての読書活動推進のための指導計画がある」とする学校の割合も、小学校、中学校では目立って比率が高まり、もともと計画の策定率の低い高等学校も含めていずれも増加し、学校全体で読書活動を推進する取組が進んでいる状況がうかがえます。

「読書週間」「読書月間」などを設けている学校の割合も、平成29年度から令和元年度にかけてやや減少に転じたものの、「第二次計画」の最終年度からは比率を高め、読書活動の推進を具体化する取組が進展している状況がうかがえます。特に比率が平成25年度段階においても低かった中学校で改善がみられる結果となっています。

[第2図 学校全体の読書活動推進に向けた取組（小学校、中学校、高校には、それぞれ特別支援学校の小学部・中学部・高等部を含む）]³

学校経営方針に読書活動の推進が位置付けられている学校の割合

| | 「第三次計画」期間 | | | |
|-----|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| | 平成25年度 (2013年度) | 平成27年度 (2015年度) | 平成29年度 (2017年度) | 令和元年度 (2019年度) |
| 小学校 | 92.6% | 96.2% | 98.0% | 96.7% |
| 中学校 | 86.3% | 90.9% | 94.0% | 93.9% |
| 高校 | 80.7% | 82.1% | 82.6% | 81.7% |

「学校全体としての読書活動推進のための指導計画がある」とする学校の割合

| | 「第三次計画」期間 | | | |
|-----|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|
| | 平成 25 年度 (2013 年度) | 平成 27 年度 (2015 年度) | 平成 29 年度 (2017 年度) | 令和元年度 (2019 年度) |
| 小学校 | 77.6% | 87.0% | 90.8% | 89.4% |
| 中学校 | 61.9% | 75.9% | 82.9% | 82.1% |
| 高校 | 47.7% | 46.3% | 55.2% | 52.0% |

全校で「読書週間」「読書月間」等を設けている学校の割合

| | 「第三次計画」期間 | | | |
|-----|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|
| | 平成 25 年度 (2013 年度) | 平成 27 年度 (2015 年度) | 平成 29 年度 (2017 年度) | 令和元年度 (2019 年度) |
| 小学校 | 91.3% | 93.7% | 94.6% | 93.6% |
| 中学校 | 55.5% | 67.6% | 68.6% | 63.0% |
| 高校 | 73.3% | 77.2% | 81.9% | 74.6% |

都内の区市町村では、第3図に示すように「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく推進計画が、62自治体中52の自治体で策定されています。区市部においては策定率が98.0%となっており、ほとんどの自治体で計画的な取組が行われています。

[第3図 区市町村における「子供読書推進計画」策定状況(自治体数=62)]⁴

| | 平成 25 年度 (2013 年度) | | 令和元年度 (2019 年 度) |
|------------|-----------------------|---|------------------------|
| 策定済み | 49 | → | 52 |
| 策定作業を進めている | 1 | → | 0 |
| 策定するか否か検討中 | 5 | → | 0 |
| 策定の予定はない | 7 | → | 10 |

第3 現状と課題

第三次計画での調査により明らかになった課題

不読率に対する改善に向けては、小学生と中学生では目標値との差が僅差となり、更に取組の継続が必要とされるものの、一定の成果を得ています。

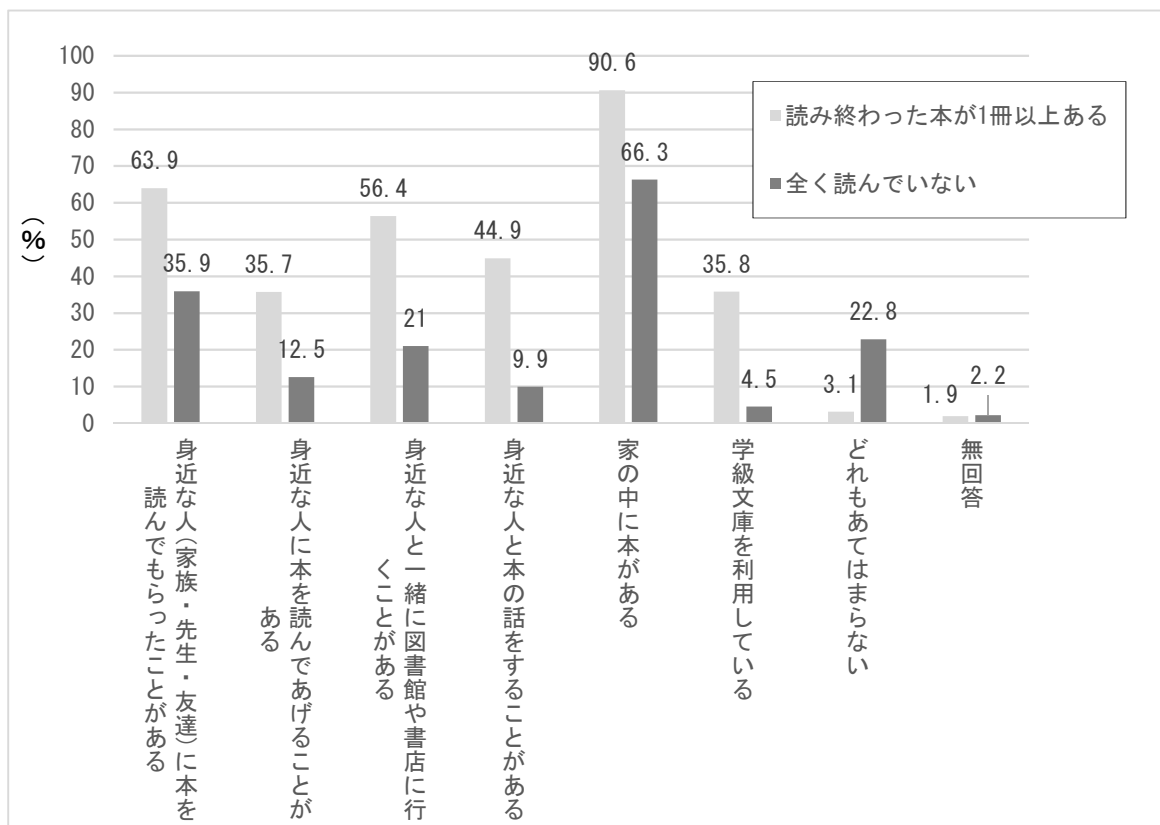
一方、高校生では不読率の改善が進みにくく、小・中学生と比べて依然として目標との差が大きい状況にあります。これについて、国の第四次基本計画では、「読書を行っていない高校生の中

には、中学校までに読書習慣が形成されていない傾向もみられることから、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要である。」と指摘しています。都においても同様の傾向がみられるため、高校生の読書活動の推進へ向け、乳幼児から読書習慣を形成していくことが求められます。

1 子供の読書活動を取り巻く環境

第4図から、この1か月間に本を「全く読んでいない」という子供は、「読み終わった本が1冊以上ある」とする子供に比べて、身近な人に「本を読んでもらったことがある」「本を読んであげたことがある」「一緒に図書館や書店に行く」等の体験が少ない傾向にあることが分かります。さらに、第三次計画期間中の推移では、本を読む子供も読まない子供も、身近な人に「本を読んでもらったことがある」はやや改善傾向にあるものの、「家の中に本がある」や身近な人と「一緒に書店や図書館に行く」「本の話をする」などでいずれも比率が下落傾向にあり、こうした環境の改善には、家庭、地域、学校を含む社会全体で連携して取り組むとともに、身近な大人が読書に関心を一層高め、地域や家庭において読書活動を推進することができるよう気運を高める取組がより一層重要となっています。また、学年が上がるにつれて、友人が読書に影響を受ける身近な人となる場合も考えられ、保護者や教員ではなく友人と本の話をするような場の提供も引き続き重要です。

〔第4図 子供の読書活動を取り巻く環境（複数回答可）（令和元年度）〕⁵



2 本を読まなかった理由

第1図「不読率改善状況」によれば、不読率は第三次計画期間中に小学2年生で0.3ポイント増加したものの、小学5年生で1.2ポイント、中学2年生では3.3ポイント減少し、いずれも目標値に近い値となっています。一方、高校生では目標値との乖離が大きく、依然として1か月に1冊も本を読まない子供が存在しています。また、学年が上がるにつれて不読率が上昇する傾向がみられます。

第5図では、本を読まなかった理由として、小学1年生から中学2年生までは「読みたい本がなかった」「読むことに興味がない」という回答が最も多く、中学3年生から高校2年生までは「読みたい本がなかった」「読むことに興味がない」「読む時間がなかった」の3点がいずれも4割前後と大きな理由となり、高校3年生では「読む時間がなかった」が群を抜いて多い割合となっています。

本を読まなかった理由として、「読みたい本がない」は小学5年生で最も多く、「読むことに興味がない」と「文章、文字を見るのが嫌い」は中学2年生で最も多い結果となっていますが、この理由はいずれも高校生になると大きく減少しています。一方で「読む時間がなかった」が小学5年生から高校1年生まで学年が上がるほど増え続けて、高校2年生で一度減少に転じているものの、高校3年生では5割を超えています。

このことから、小・中学生には、「読みたい本」との出会いの機会の創出や、読書への意欲や関心を高めるような働きかけが引き続き必要です。また、学年が上がるにつれ、進学・就職の準備や部活動、様々な活動が増えていく中でも読書時間を確保するとともに、限られた時間でも充実した読書ができるような働きかけが今後も必要とされます。

[第5図 本を読まなかった理由（複数回答可）（令和元年度）]⁶

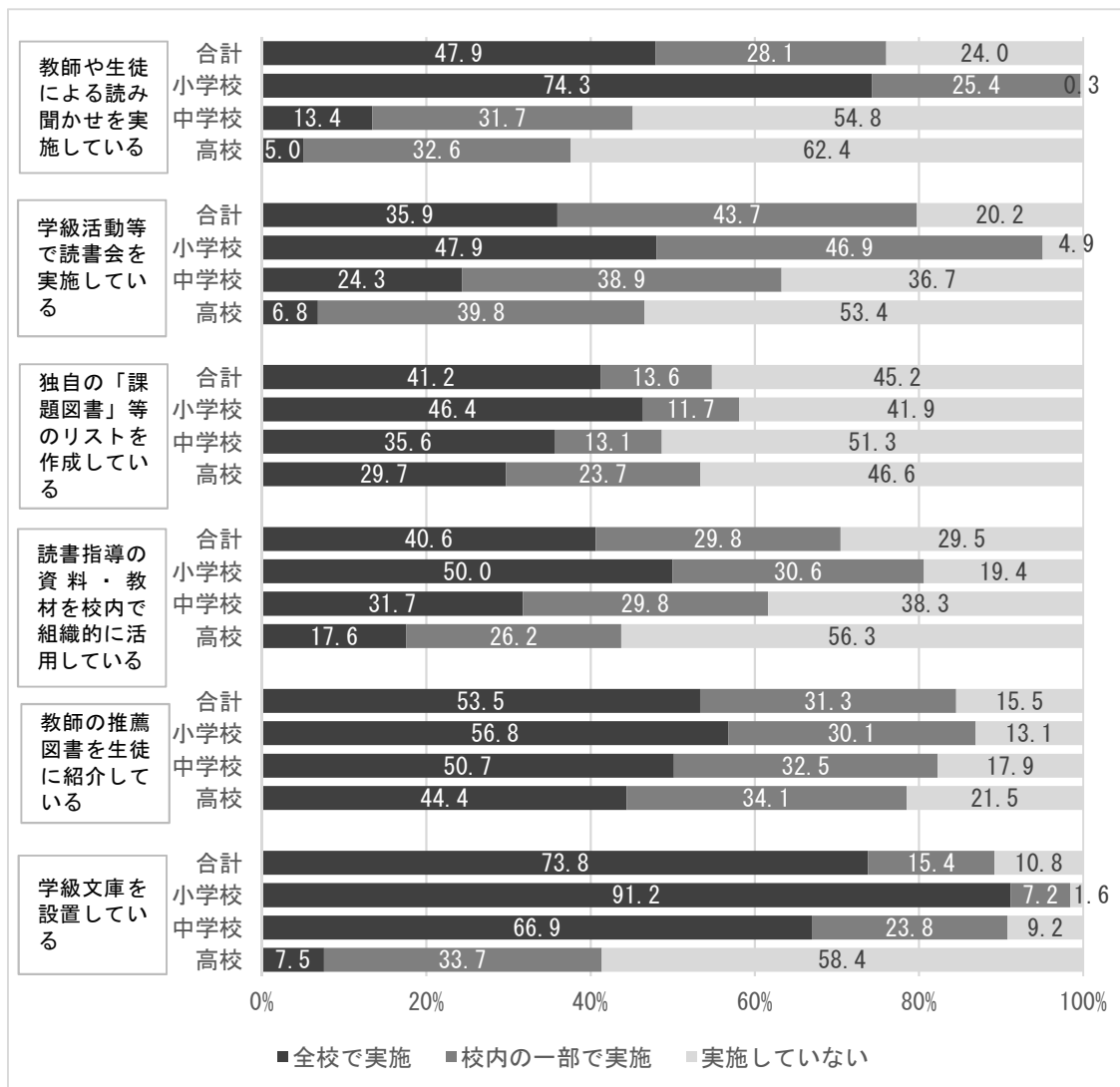
| | 読みたい本がなかった | 読む時間がなかった | 読むことに興味がない | 文章、文字を見るのが嫌い | どれもあてはまらない |
|----|------------|-----------|------------|--------------|------------|
| 小1 | 25.2% | 18.2% | 25.2% | 12.6% | 11.3% |
| 小2 | 34.0% | 25.0% | 39.1% | 18.6% | 18.6% |
| 小3 | 37.8% | 26.7% | 28.6% | 21.2% | 15.2% |
| 小4 | 36.0% | 25.0% | 36.0% | 15.1% | 15.1% |
| 小5 | 46.5% | 21.3% | 43.5% | 26.5% | 11.3% |
| 小6 | 40.1% | 23.8% | 45.2% | 25.9% | 8.8% |
| 中1 | 46.1% | 25.8% | 48.3% | 25.8% | 9.4% |
| 中2 | 46.5% | 30.2% | 53.1% | 27.8% | 6.0% |
| 中3 | 40.7% | 41.2% | 43.6% | 22.0% | 7.4% |
| 高1 | 39.7% | 43.6% | 37.9% | 13.8% | 6.0% |
| 高2 | 37.0% | 36.0% | 39.4% | 16.2% | 9.2% |
| 高3 | 24.4% | 54.8% | 25.2% | 10.3% | 11.1% |

3 学校での読書指導の充実

第6図では、学校において読書指導の充実のために様々な取組が行われていることが分かります。全校での実施に加え、校内の一部での実施も含めると、小学校や中学校、高等学校により取組に差はあるものの、工夫している様子がうかがえます。また、校種によって取組に特徴がみられることが分かります。

読み聞かせの実施、独自の課題図書リストの作成、教師の推薦図書の紹介及び読書指導の資料・教材の組織的・計画的な活用は、子供に読書のきっかけを与え、何を読んだら良いか分からない子供の道標となります。学級文庫は子供に本を身近なものと感じさせる役割を果たし、読書会等は本を読み、考え、本について語る力を育てる取組となります。こうした読書指導は主体的な読書につながるため、子供の発達の段階に応じて更に内容を充実させて実施する必要があります。

[第6図 学校読書指導の充実（令和元年度）（小学校、中学校、高校には、それぞれ特別支援学校の小学部・中学部・高等部を含む）]



4 調べ学習等と電子媒体

授業等において、関連する本や資料を自分で選んで読み、新たな考えや必要な情報をまとめてレポートを作成したり、学級で発表したりするなどの調べ学習は、生涯にわたって自己決定できる力や、社会の中で生きていくために必要な問題解決力等を育みます。

調べるためには、本、雑誌や新聞、学習参考書などの資料を読んだり、パソコンやスマートフォンでインターネット上の情報を活用したりするなどの様々な方法があります。第7図では「パソコンやスマートフォンなどを使って資料を読んだ」と答えた子供の比率が次第に増え、令和元年度には34.2%となっています。

インターネットは近年では欠かすことのできない便利な情報媒体ですが、一方で子供のネット上のトラブルなど懸念される面があります。子供の読書活動の推進に関わる大人は、子供に大量の情報の中から、信頼のおける情報を安全に得る方法を教え、子供が電子メディアやインターネットを適切に利用できるよう十分に情報モラル教育を行っていかねばなりません。どのような媒体からどのような情報が得られるか、調べるにはどのような方法が有効か、それぞれの媒体の特徴を踏まえ、目的に応じて活用することも重要です。

また、特別な配慮を必要とする子供が読書に親しむことができるようにデジ図書⁸など電子媒体を活用した図書の開発や活用に向けた支援も必要です。

[第7図 この1か月間に、本、新聞、雑誌、学習参考書、調べものをするための資料などを読みましたか。(令和元年度)]⁹

| | 「第三次計画」期間 | | | |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| | 平成25年度 (2013年度) | 平成27年度 (2015年度) | 平成29年度 (2017年度) | 令和元年度 (2019年度) |
| 読んだ | 68.0% | 86.4% | 85.4% | 84.1% |
| パソコンやスマートフォンなどを使って読んだ | 26.8% | 32.5% | 32.6% | 34.2% |
| 読んでいない | 16.9% | 10.2% | 13.9% | 15.4% |
| 無回答 | 1.7% | 3.5% | 0.7% | 0.5% |

5 情報化が進展していく中での読書活動

子供の電子媒体の利用が増えるとともに、出版市場では「紙の本」が低迷する一方で電子書籍の比率が拡大傾向にあり、今後は電子書籍の教育における活用や読書との関わり等について検討していくことも課題として考えられます。

都内公立図書館において、電子書籍サービスは一部の自治体で行われていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、非来館型サービスとしての電子書籍サービスへの注目の高まりもあり、今後サービスが拡大していくことが考えられます。

なお、東京都の新型コロナウイルス感染症対策においては、社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組の一つとして、オンライン教育を積極的に推進していくことを令

和2年4月15日に発表した緊急対策（第四弾）に盛り込み、国の「GIGA（Global and Innovation Gateway for All）スクール構想」を活用した整備を前倒して実施しています。

この「GIGAスクール構想」は、グローバル化、情報化が進展する社会の中で、子供に将来のために必要な知識や力を備えさせることを目的に、「児童・生徒一人1台コンピュータ」の実現と高速大容量の通信ネットワーク環境を整備することとしています。東京都においても、都立学校のほか、区市町村立学校におけるデジタル機器を活用した教育を強力に推進しており、都内公立小・中学校及び特別支援学校小・中学部では児童・生徒一人1台端末の整備が令和2年度内に完了する予定です。

こうしたグローバル化や情報化の進展といった社会の変化を背景に、学習指導要領においては、子供の意見交換や議論、発表などに欠かせない言語能力の育成、観察や実験などの科学的探究や、データ分析に必要な統計も含めた理数教育の充実、道徳教育、伝統や文化理解、主権者教育、社会問題に対応した消費者教育などの新たな取組が重視されています。

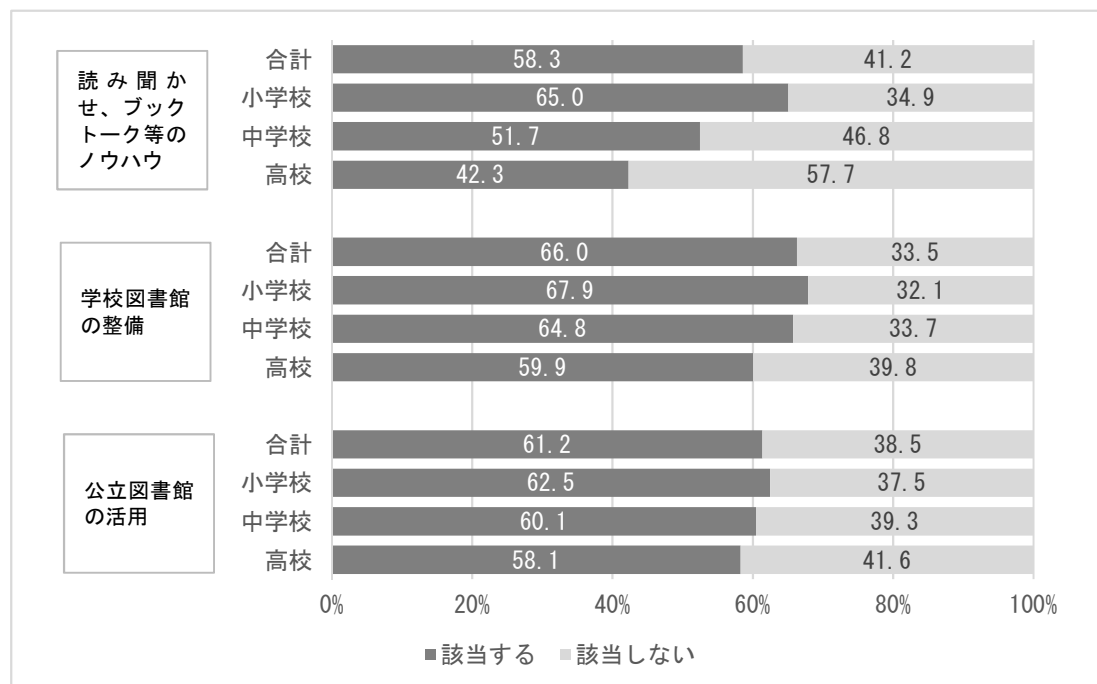
学校図書館では、学習の基盤となる資質・能力向上に向けた読書活動の推進に力を入れていくことがより一層重要になっていくものと考えられ、電子書籍等のデジタル技術を活用した読書環境整備も望まれます。

6 学校、家庭、地域、図書館の連携

第8図では、学校で読書活動や読書指導に取り組む上での課題として、学校図書館を利用しやすくするためのレイアウトの工夫や子供の興味・関心を高めるためのコーナーの設置等の整備が挙げられています。また、読み聞かせやブックトーク¹⁰等の取組を充実する必要があります。さらに、公立図書館の豊富な資料やノウハウを学校でも活用できるよう、連携の強化が求められます。いずれも課題に「該当する」と回答している学校の割合は減少傾向にあります。引き続き取組が求められる状況となっています。

第9図からは、区市町村(図書館)での子供の読書を推進していく上での課題として、ボランティアの育成、家庭での読書活動、学校での読書活動に次いで関係機関における人材育成が挙げられており、学校、家庭、地域、公立図書館が一体となって子供の読書活動を推進することが求められていることが分かります。

[第8図 学校で読書活動、読書指導に取り組む上での課題（令和元年度）（小学校、中学校、高校には、それぞれ特別支援学校の小学部・中学部・高等部を含む）]¹¹



[第9図 区市町村(図書館)での子供の読書を推進していく上での課題（自治体数）]¹²

| | 「第三次計画」期間 | | | |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| | 平成25年度 (2013年度) | 平成27年度 (2015年度) | 平成29年度 (2017年度) | 令和元年度 (2019年度) |
| 関係機関における人材育成 | 34 | 28 | 37 | 40 |
| ボランティア等の育成、活用 | 41 | 45 | 45 | 41 |
| 家庭での読書活動の推進 | 37 | 41 | 37 | 41 |
| 公立図書館のサービスの充実 | 36 | 37 | 41 | 36 |
| 地域(図書館を除く)での読書活動の推進 | 29 | 27 | 29 | 34 |
| 学校での読書活動の推進 | 35 | 37 | 40 | 41 |
| 関係機関との連携 | 40 | 41 | 43 | 39 |
| その他 | 2 | 2 | 2 | 7 |
| 特になし | 4 | 2 | 1 | 3 |

7 特別な配慮を必要とする子供の読書環境の整備

令和元年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、令和2年7月、文部科学大臣・厚生労働大臣により「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（読書バリアフリー基本計画）」が策定され

ました（対象期間：令和2年度～6年度）。この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

都では、「第三次計画」においても、都立多摩図書館の移転を機に選書コーナーを拡充、コーナーを活用した選書等相談会の開催により、特別支援学校の選書支援を行いました。また、個々の学校からの依頼に応じ、学校図書館内のレイアウトや資料の展示方法の紹介、障害のある子供でも読書に親しめる資料一覧の提供など、学校図書館運営支援を行い、障害のある子供、日本語を母語としない子供、帰国・外国人児童生徒等といった、特別な配慮を必要とする子供の読書活動の支援等に取り組んできました。東京都に在住する外国人が増加傾向にある¹³ことなどから、今後は、これまで以上に計画的な取組が必要となります。

-
- 1 不読率：1か月に1冊も本を読まなかった子供の割合。東京都も第三次計画から国に合わせた言い方とした。
 - 2 「児童・生徒の読書活動状況等に関する調査」（東京都教育庁地域教育支援部 平成25年度、令和元年度）より作成。
 - 3 「児童・生徒の読書活動状況等に関する調査」（東京都教育庁地域教育支援部 平成25年度、平成27年度、平成29年度、令和元年度）より作成。
 - 4 「児童・生徒の読書活動状況等に関する調査」（東京都教育庁地域教育支援部 平成25年度、令和元年度）より作成。
 - 5 「児童・生徒の読書活動状況等に関する調査」（東京都教育庁地域教育支援部 平成25年度、平成27年度、平成29年度、令和元年度）より作成。
 - 6 「児童・生徒の読書活動状況等に関する調査」（東京都教育庁地域教育支援部 令和元年度）より作成。
 - 7 同上
 - 8 デイジー図書：デイジー（DAISY）はDigital Accessible Information Systemの略。「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格。普通の印刷物を読むことが困難な視覚障害等のために開発された。音声のみの音声デイジーと、音声を聞きながらテキストや画像を同時に見ることができるマルチメディアデイジーがある。
 - 9 「児童・生徒の読書活動状況等に関する調査」（東京都教育庁地域教育支援部 平成25年度、平成27年度、平成29年度、令和元年度）より作成。
 - 10 ブックトーク：グループを対象として、数冊の本を紹介すること。特定のテーマや特定の作家を中心に紹介することにより、読書への興味、関心を呼び起こすことを目指すもの。
 - 11 「児童・生徒の読書活動状況等に関する調査」（東京都教育庁地域教育支援部 令和元年度）より作成。
 - 12 「児童・生徒の読書活動状況等に関する調査」（東京都教育庁地域教育支援部 平成25年度、平成27年度、平成29年度、令和元年度）より作成。
 - 13 「東京都教育振興基本計画 東京都教育ビジョン(第4次)」(平成31年3月)「2「東京都教育ビジョン(第4次)」策定の社会的背景」

第3章 第四次計画の基本的な考え方

第1 基本方針

学校（園）、図書館、家庭・地域、行政が連携して都内の子供の読書環境を整え、子供の主体的・自発的な読書活動を、その発達段階に応じて推進していきます。

都の第三次計画での考え方を基本としつつ、国の第四次基本計画や、昨今の読書に関わる動向を踏まえ、次の4点を本計画の目指すものとしします。

- 1 乳幼児期からの読書習慣の形成
- 2 学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進
- 3 特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進
- 4 読書の質の向上

子供の主体的・自発的な読書活動を一層推進させるため、第三次計画における取組を基本としながら、子供の発達段階に応じた読書活動を促進するための取組を乳幼児期、小・中学校、高等学校等、特別な配慮を必要とする子供の順に、第2部第1章に示しました。これらの取組を充実するための読書環境の整備を第2部第2章に具体的に示しました。

※ この計画における「子供」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条に基づき、おおむね18歳以下の者としします。

※ この計画における不読率に係る調査の対象となる本は、国の不読率の根拠である「学校読書調査」に合わせ「教科書、学習参考書、漫画、雑誌以外のもの」と考えます。対象とする本の形態には、電子書籍も含まれます。

※ この計画における学校とは、学校図書館法第2条及び第3条の規定により学校図書館を設置することとされている学校とし、公立及び私立としします。私立学校については、読書活動において本計画の取組を参考にしていただくとともに、都から各種推進に関する取組の情報提供を行います。

なお、幼稚園、認定こども園及び保育所等については、乳幼児に対して読書活動等を行う教育機関等として取り扱います。

第2 計画期間

本計画の期間は令和3年度から令和7年度までのおおむね5年間としします。

計画期間終了後は、都内における本計画に基づく取組の推進状況、子供の読書をめぐる状況を踏まえ、必要に応じて見直していきます。

第3 計画の目指すもの

1 乳幼児期からの読書習慣の形成

国の第四次基本計画において、高校生の不読率が改善しない原因として「中学生までの読書習慣の形成が不十分」と分析されています。都においても、高校生の不読率は、小・中学生と比べて依然として目標との差が大きい状況にあります。このため、発達段階ごとの読書習慣の形成に向け、友人同士で本を薦め合う等、読書への関心を高める取組を推進していきます。

(1) 不読率の更なる改善

第三次計画では、各年代の不読率について、計画の最終年度である平成31年度には、平成25年度からの3割減、平成35年度には平成25年度からの半減を目指していました（小学生は全体で2%以下）。第三次計画終了時に、目標値には届かなかったため、本計画においても引き続き、令和7年度までには平成25年度からの半減を目指します。

| | 平成25年度 (2013年度) 実績 ¹⁴ | 平成31年度(令和元年度) (2019年度) | | 令和7年度まで (2025年度まで) (平成35年度まで) 第四次計画目標 |
|-------|--|---------------------------|------------------|--|
| | | 第三次 計画目標 | 実績 ¹⁵ | |
| 小学2年生 | 2.6% | 1.8% | 2.9% | 1.3% |
| 小学5年生 | 5.4% | 3.8% | 4.2% | 2.7% |
| 中学2年生 | 13.2% | 9.2% | 9.9% | 6.6% |
| 高校2年生 | 31.8% | 22.3% | 30.6% | 15.9% |

(参考：国の目標 平成34年度 小2%以下、中8%以下、高26%以下)¹⁶

(2) 区市町村での計画策定

第三次計画では、国の計画の目標年度に当たる平成29年度に、区市に関しては全て、町村に関しては図書館未設置の自治体を除く全てで、子供の読書活動推進計画が策定できることを目指しました。本計画においては、令和7年度までには全ての自治体で計画が策定できることを目指します。公立図書館未設置の自治体へは、引き続き計画策定を働きかけていきます。

また、計画を策定済みの区市町村においても、更に Plan (計画)・Do (実行)・Check (評価)・Action (改善) を繰り返す PDCA サイクルを実行していく戦略的な取組により、計画をより実効性のあるものとしていくことが重要です。



2 学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進

学習指導要領において、言語活動の充実及び学校図書館を利用した児童・生徒の自主的、自発的な学習活動・読書活動の充実が規定されていることから、学校全体での読書活動、学校図書館活用の推進、学習活動における学校図書館の利活用の推進を目指します。

(1) 学校全体での読書活動、学校図書館活用の推進

日々の読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくためには、文部科学省「学校図書館ガイドライン」のとおり、学校図書館の館長としての役割を担う校長のリーダーシップの下、学校全体で児童・生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが望まれます。

教育課程との関連を踏まえ、全ての学校で学校経営方針（計画）に「読書活動の推進」及び「学校図書館活用の推進」を位置付けるなど、計画的・組織的に読書活動、学校図書館活用を推進していくことを目指します。

学校経営方針（計画）に読書活動の推進を位置付けている学校¹⁹

（小学校、中学校、高校には、それぞれ特別支援学校の小学部・中学部・高等部を含む）

| | 「第三次計画」期間 | | | |
|-----|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|
| | 平成 25 年度 (2013 年度) | 平成 27 年度 (2015 年度) | 平成 29 年度 (2017 年度) | 令和元年度 (2019 年度) |
| 小学校 | 92.6% | 96.2% | 98.0% | 96.7% |
| 中学校 | 86.3% | 90.9% | 94.0% | 93.9% |
| 高校 | 80.7% | 82.1% | 82.6% | 81.7% |

学校経営方針（計画）に学校図書館活用の推進を位置付けている学校²⁰

（小学校、中学校、高校には、それぞれ特別支援学校の小学部・中学部・高等部を含む）

| | 「第三次計画」期間 | | | |
|-----|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|
| | 平成 25 年度 (2013 年度) | 平成 27 年度 (2015 年度) | 平成 29 年度 (2017 年度) | 令和元年度 (2019 年度) |
| 小学校 | 86.0% | 92.5% | 95.9% | 94.7% |
| 中学校 | 74.6% | 79.2% | 88.2% | 90.3% |
| 高校 | 69.8% | 70.5% | 69.1% | 69.2% |

(2) 学習活動における学校図書館の利活用

国の第四次基本計画において、学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①児童・生徒の読書活動や児童・生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童・生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しているとされています。また、これからの学校図書館には、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子供たちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されていると示されています。

このため、小学校、中学校、高等学校等全ての学校で、国語科を要としつつ、各教科等の学習活動で学校図書館を利活用する機会を今後一層増やしていくことを目指します。

3 特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行を踏まえ、障害の有無にかかわらず全ての子供が等しく読書ができるよう、学校、公立図書館等において、個々の障害に応じたニーズを踏まえ、読書環境整備の更なる推進を目指します。

なお、読書環境の整備・充実に当たっては、障害以外にも、日本語を母語としない子供、帰国・外国人児童生徒等、多様なニーズに配慮することも大切です。

(1) 学校での読書環境の整備

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」では、視覚障害者等による学校図書館を含む各図書館の利用に係る体制整備等が基本的施策の一つとして掲げられています。

学校においては、在籍する児童・生徒の障害の状態や特性、生活経験等を考慮し、適切な図書や学習・読書ソフト等の選定、機器等の整備を更に進めていくことが求められます。

障害の状態や特性、生活経験などを考慮し適切な図書の選定をしている割合²¹

| ●特別支援学級を設置している場合(小・中学校の合計) | 「第三次計画」期間 | | | |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|
| | 平成 25 年度 (2013 年度) | 平成 27 年度 (2015 年度) | 平成 29 年度 (2017 年度) | 令和元年度 (2019 年度) |
| 全校で実施 | 56.8% | 62.8% | 65.5% | 64.1% |
| 校内の一部で実施 | 26.6% | 31.3% | 29.5% | 27.9% |
| 実施していない | 16.6% | 5.9% | 5.1% | 8.0% |

| ●特別支援学級の設置がない場合(小・中学、高校の合計) | 「第三次計画」期間 | | | |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|
| | 平成 25 年度 (2013 年度) | 平成 27 年度 (2015 年度) | 平成 29 年度 (2017 年度) | 令和元年度 (2019 年度) |
| 全校で実施 | 47.9% | 46.9% | 55.0% | 59.0% |
| 校内の一部で実施 | 19.1% | 24.0% | 23.6% | 22.2% |
| 実施していない | 33.0% | 29.1% | 21.5% | 18.8% |

(2) 公立図書館での読書環境の整備

全ての自治体（図書館未設置の自治体を除く。）が設置する図書館において、特別な配慮を必要とする子供を対象としたサービスを実施することを目指します。また、利用する子供のニーズを踏まえ、適切な図書及び読み上げソフト、テキストデータ等のツールの選定や機器等の整備、誰もが参加できる読書活動の実施等、ユニバーサルデザインの視点でサービスの更なる充実が望まれます。

「特別な支援を必要とする子供を対象としたサービス」の内容（複数回答）²²

| | 「第三次計画」期間 | | | |
|---------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|
| | 平成 25 年度 (2013 年度) | 平成 27 年度 (2015 年度) | 平成 29 年度 (2017 年度) | 令和元年度 (2019 年度) |
| ●「特別な支援を必要とする子供を対象としたサービス」を実施している自治体数 | 40 | 38 | 42 | 43 |
| (具体的なサービス内容) | | | | |
| 子供向け点字資料の収集・提供 | 33 | 35 | 44 | 41 |
| 子供向け拡大資料の収集・提供 | 17 | 20 | 21 | 27 |
| 子供向け録音図書・DAISY 図書の収集・提供 | 16 | 22 | 26 | 30 |
| 子供向けマルチメディア DAISY 資料の収集・提供 | 12 | 17 | 25 | 25 |
| 手話または字幕付 DVD の収集・提供 | 5 | 5 | 9 | 10 |
| 手話または字幕付おはなし会の実施 | 4 | 7 | 4 | 7 |
| その他 (例：さわる絵本・布の絵本の制作・提供、出張おはなし会) | 8 | 14 | 16 | 16 |

4 読書の質の向上

一人一人の興味・関心に合った本を読み、読書の幅を広げ、読解力の向上を図るための「読書の幅の拡大」、及び読書に喜びを感じたり、目的をもって本を読んだり、考えを深めたり、他人に伝えたりするための「読書に主体的に関わる態度の育成」を図ることを目指します。

(1) 読書の幅の拡大

○ 適切な本を知らせる《知る》

目指す子供の姿：様々な本と親しめる子供

子供が様々な種類の本があることを知り、読書の幅を広げ、発達の段階に応じた本と出会えるよう、図書館や学校で啓発資料の作成や推薦図書を選定を行い、子供の状況に合わせて適切な本を伝える取組を行います。

(2) 読書に主体的に関わる態度の育成

○ 読書の喜びを感じられる取組《感じる》

目指す子供の姿：読書を楽しみ喜びにできる子供

子供が本を読むことを肯定的に捉え、楽しいことであると認識することができるよう、満足度を上げることを目指し、読み聞かせや、ブックトークのほか、発達の段階に応じた個々の子供への対応を行うため、図書館員・司書教諭・学校司書・ボランティアのレベルアップのための取組を推進します。

○ 目的をもつことができる取組《目的をもつ》

目指す子供の姿：自分で本を選べる子供

子供が本を読む際、「必要な知識や情報を得る」、「自分の考えを広げることに役立つ」など、目的をもった読書が行えることを目指し、目的に応じた本や資料の調べ方の紹介やブックトークなど、啓発活動を行います。また、学校においても、目的をもって読書を行うことができるよう指導・支援していきます。

○ 考えを深めることのできる取組《考えを深める》

目指す子供の姿：本から学べる子供

子供が本から得た情報や事柄を自分の既知っていることと統合し、自分事として捉え、考えを深めることを目指し、本について子供に問いかけを行う機会や、子供同士で本の内容についてグループディスカッションを行うなどの機会を増やします。また、調べ学習や探究学習など考えを深めるための取組を推進します。

○ 伝え合う場を設ける《伝え合う》

目指す子供の姿：本から学び、生活や学習に生かせる子供

子供が読書によって感じたことや考えたことを、自分の言葉で相手に伝えられるように

なることを目指し、読書会、書評合戦、家読²³、子供によるおすすめ本の紹介、調べたことの発表など伝え合う場を積極的に設ける取組を推進します。

以上のような取組を通じて、読書の質を高め、読書を通して生涯にわたる学びにつながるようにすることが大切です。

14 「児童・生徒の読書活動状況等に関する調査」東京都教育庁地域教育支援部 平成 25 年度より

15 「児童・生徒の読書活動状況等に関する調査」東京都教育庁地域教育支援部 令和元年度より

16 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」文部科学省 平成 25 年度より

17 「児童・生徒の読書活動状況等に関する調査」東京都教育庁地域教育支援部 平成 25 年度より

18 「児童・生徒の読書活動状況等に関する調査」東京都教育庁地域教育支援部 令和元年度より

19 「児童・生徒の読書活動状況等に関する調査」東京都教育庁地域教育支援部 平成 25 年度、平成 27 年度、平成 29 年度、令和元年度より

20 同上

21 同上

22 同上

23 家読（うちどく）：「家庭読書」の略語。朝の読書の家庭版で、朝読が学校で行われるのに対し、家読では家庭で家族と一緒に読書し、感想を話し合うことにより家族のコミュニケーションが深まるとされている。

第2部 具体的な取組

第1章 発達段階に合わせた取組

読書の質を高めていくためには、子供の読書の量を増やすことのみならず、乳幼児期からその時々の子供の発達の段階に応じて働きかけを継続して行うことが必要です。

第1 乳幼児の読書活動の推進

子供は「読む読書」より早く「聞く読書」によって本と出会い、読書経験が始まります。保護者から絵本を読んでもらい、その楽しさを共有することは、子供にとって大きな喜びとなります。たとえ短い時間であっても子供と保護者が一緒に本を読むことで、親子の絆は深まります。

言葉の世界を豊かにする読書を楽しむことによって、子供は周りの世界を知り、ものごとを考え、様々な事柄を理解していきます。

ベネッセ教育総合研究所による「幼児期から小学4年生の家庭教育調査・縦断調査」（平成31年2月）では、7年間にわたる追跡調査を進め、その過程で、平成28年3月に「年長児期に読み聞かせをしてもらっていた子どもほど、小1期に1人で絵本や本を読む（見る）頻度が高い傾向だった」と報告しています。また、「親子の読み聞かせが、子ども自身の絵本や本への関心を高めると思われる」と発表しています。

乳幼児に関わる大人たちは子供に本を読んであげることが義務であると捉えたり、知識の獲得を目的としたりするのではなく、読書が心豊かな営みであることを理解し、子供と保護者を地域全体で支援していくことが大切です。

1 都による乳幼児のいる家庭、乳幼児に関わる人への支援

(1) 乳幼児期の読み聞かせに関する情報発信

乳幼児期に絵本の読み聞かせを行うことは、うれしい、楽しい、怖い、悲しいといった感情を感じる「心の脳」に働きかけ、子供の感情を豊かにし、親子の絆を深める経験となります。また、コミュニケーション能力の獲得や、その後の子供の言語能力の発達にもつながります。こうした乳幼児期の読み聞かせの有効性について、乳幼児のいる家庭や、保育所等、幼稚園、認定こども園など乳幼児に関わる人たちに対し、「乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト」において、科学的な知見などを踏まえた情報を発信し、啓発を行います。

(2) 異年齢交流事例の発信

保育所等や幼稚園、認定こども園で、乳幼児が絵本や物語に多様な形で触れたり読書を通してコミュニケーションを深めたりすることができるように、小・中学校や高等学校と連携した読み聞かせ等の異年齢交流の事例等を東京都子供読書活動推進計画ホームページで情報発信します。

2 都立図書館の取組

(1) 乳幼児のいる家庭、乳幼児に関わる人への情報提供

乳幼児への読み聞かせに関する Q&A などを、都立図書館ホームページにより広く情報発信します。都立図書館ホームページに掲載している読み聞かせや絵本等の情報提供も引き続き行い、家庭や地域における読書活動を支援します。

(2) 子供の読書に関する相談事業及び啓発資料の活用

都民からの読み聞かせや読書に関する相談対応（電話、メール、カウンター等）を行います。保護者や乳幼児に関わる人を対象に作成した、東京都子供読書活動推進資料（啓発資料）『しずかなひととき 乳幼児に絵本の読み聞かせを』を活用し、他部署との連携を図りながら、乳幼児のいる家庭や乳幼児に関わる人への普及、啓発を行います。

(3) 区市町村立図書館の乳幼児サービス実施への支援

区市町村立図書館では、それぞれの地域の状況に応じた乳幼児サービスを行っています。これらの活動に関する情報を把握して集約し、各図書館で共有できるように努めます。

また、都立多摩図書館で行っている乳幼児おはなし会の成果を踏まえて作成した、『乳幼児おはなし会ハンドブック』を活用し、区市町村立図書館のサービスを支援します。

(4) 資料の充実

絵本や紙芝居等、乳幼児が読書に喜びを見いだせる資料、また、子供の知りたい、調べたいという要求を満たす資料を、利用者の年代に応じて、外国語の資料も含め幅広く収集します。子供の本や読書活動に関する参考資料や研究用資料も一層の充実を図ります。

収集した資料は、来館利用及び区市町村立図書館への協力貸出を通じて都民に提供するとともに、研修事業や区市町村立図書館支援、学校支援等に活用します。

3 区市町村立図書館による乳幼児のいる家庭、乳幼児に関わる人への支援

(1) サービスの充実

子供の発達段階に留意し、サービスを充実させていくことが期待されます。乳幼児とその保護者を対象とした絵本コーナーの設置、読み聞かせやおはなし会の実施等に取り組むとともに、保護者に向けて乳幼児期からの読書の大切さについて啓発することが望まれます。

(2) 乳幼児健診を利用した読み聞かせの実演

保健所・保健センターでの乳幼児健診等において、子育て支援に関わる部署と連携して読み聞かせを行うことにより、子供と保護者が共に楽しむ読書体験が読書習慣の始まりになることが期待されます。また、その後の継続的な読書活動につながるよう、フォローアップ体制の整備や図書館の利用方法の紹介等も併せて行うことが望まれます。

(3) 図書館等での定期的なおはなし会の実施

読み聞かせに興味をもった保護者が引き続き読み聞かせの場に参加できるよう、図書館等において乳幼児向けのおはなし会を定期的の実施することが期待されます。

(4) 読み聞かせ講座の実施

これから保護者となる方や乳幼児の保護者を対象に、乳幼児期の読み聞かせの役割を伝え、家庭での実施等を働きかける啓発講座を開催することが望まれます。

(5) 家庭での読み聞かせの支援

保護者が家庭で絵本の読み聞かせを行う際に、保護者と子供が触れ合いを楽しめるような絵本の選び方や読み聞かせの方法について、図書館の担当者が相談に応じることが大切です。

(6) 保育所等、幼稚園、認定こども園との連携

保育所等、幼稚園、認定こども園が多様な読書活動を展開していくためには、地域の公立図書館との緊密な連携が大切です。公立図書館の豊富な絵本や紙芝居の利用・団体貸出、図書館職員による読み聞かせ講座等を行うことが期待されます。

(7) 家庭への啓発

家庭の読書環境を整え、家庭で子供が日常的に本に親しめるように、各自治体における子育て支援事業とも連携し啓発等の取組を計画的に行うことが期待されます。

(8) 施設の充実

乳幼児サービスの実施に当たり、館内に専用の部屋やコーナーを確保し、子供が入りやすく居心地のよい場をつくるのが大切です。子供が見て分かりやすい掲示や、乳幼児を連れた保護者が利用しやすい設備の充実が望まれます。

(9) 資料の充実

子供が本と出会い、読書の喜びや楽しさを感じられるよう、幅広い分野から本を選び、蔵書を充実していくことが必要です。

選書に当たっては、子供の想像力をかき立て感性を育むもの、新しい世界への興味・関心をもたせるもの、永年子供たちに親しまれてきたものなど、質の高い読書ができるように配慮することが大切です。

4 保育所等、幼稚園、認定こども園に期待される取組

<保育所等、幼稚園、認定こども園での読書活動>

保育所等や幼稚園、認定こども園の読書活動については、「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の中で、領域「言葉」が設けられており、幼児期の読書活動の大切さが示されています。

保育所等や幼稚園、認定こども園では、乳幼児の発達の段階や興味・関心に応じて、読み聞かせやおはなし、紙芝居などを行い、子供が楽しみ、想像力を巡らせ、豊かな言葉に触れる読書の時間を充実することが望まれます。且つ保護者に対する読み聞かせの実演や読書資料の配布など、子供の読書に関する啓発が期待されます。

また、地域の図書館と連携した読書活動、団体貸出の利用や近隣の小・中・高等学校等と連携した異年齢交流で、乳幼児に小・中学生・高校生等が読み聞かせを行うなど、子供が本に触れる機会が多様になるような工夫も大切です。

第2 小・中学生の読書活動の推進

小・中学生では本を読まなかった理由として「読みたい本がない」「本を読むことに興味がない」という回答（「児童・生徒の読書状況等に関する調査」令和元年度による）が多く、そのため「読みたい本」との出会いを増やし、読書への動機付けを行う取組が必要となります。

文部科学省の「子供の読書活動推進に関する有識者会議 論点まとめ」（平成30年3月）では、「小学校低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が

上がり、多くの本を読むようになる。高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある」と報告しています。

そうした子供の発達の段階に応じて、読書を楽しいものと感じ、様々な種類の本に触れ、目的に応じて本を読むことができる取組を行う必要があります。

さらに、読書で得た喜びや感動等を自分の言葉等で表現できる場の設定も必要です。

なお、小学校から中学校に進学して不読率が高まることから、中学入学時のガイダンスで読書活動の大切さを子供に啓発する取組や朝の読書の取組も期待されます。

また、都としては、『未来の東京』戦略ビジョンの中で、子供たちの学ぶ意欲に応え、子供たちの力を最大限に伸ばすために「TOKYO スマート・スクール・プロジェクト」の一環として、教育のデジタル化を強力に推進しています。加えて、今後も新型コロナウイルス感染症のような感染症への備えが求められるなど、子供の生活や読書の環境も大きく変化しつつあることから、時代の変化に対応して、電子書籍等のデジタル技術を活用した読書活動を検討していくことが望まれます。

1 都による小学校・中学校等への支援

小・中学校等では、既に読書活動への様々な取組を行っている学校が多くあります。東京都は、区市町村教育委員会と連携して、読書活動や学校図書館の充実に必要な情報を提供するなど、小・中学校等に対して更に支援を行っていきます。

(1) 朝の読書や各教科等における読書活動の工夫

朝の時間や各教科等での学習において読書活動を効果的に取り入れている取組を紹介し、読書指導の充実を行うことによって子供の読書習慣の確立を支援していきます。

(例)

- ① 学校図書館の活用を、各教科等の年間指導計画に位置付ける。
- ② 近隣の公立図書館と連携して子供たちの多様な興味・関心に応じた本の提供を受ける体制を整える。
- ③ 子供たちが目的をもって読書できるよう、朝の読書等で「今読んでいる本の面白さを伝える」「気に入ったフレーズを紹介する」などの活動を取り入れる。
- ④ 読んだ本を記録する読書カードなど、子供たちが読書履歴を通して自己効力感を実感できるようにする。また、各教科等で読んだ本なども記録していくことで、読書と学習活動をつなげていく。

(2) 都内の読書活動事例の共有化

子供の読書活動は、学校や図書館等の様々な場で行われています。関係機関が連携して子供の読書の質を向上させる活動を推進するために、それらの活動情報を発信していくことが必要です。

子供読書活動推進計画や児童・生徒の読書状況等の調査結果、教育庁各部署で把握している地域の読書活動推進事例や学校の指導事例、都立高等学校等で実施されている書評合戦等の事例を東京都子供読書活動推進計画ホームページ等で情報発信します。このことにより、学校の授業における読書活動を促し、都内各地域で子供の読書の質を高めるよう支援していきます。私立学校へも積極的に情報提供を行います。

(3) 異年齢交流事例の発信

異年齢・異校種間の交流等において、子供が読み聞かせ等の読書によるコミュニケーションを通して、多様な本に触れたり目的をもって本等を選び、豊かに表現したりしている事例などについて、東京都子供読書活動推進計画ホームページで情報発信します。

(4) 学校図書館リニューアル事例等の発信

書架の配置やレイアウト、新コーナーの設置等、子供が楽しく利用できる工夫に関する事例を収集し、東京都子供読書活動推進計画ホームページで情報発信します。

あわせて、一人1台のモバイル端末の整備や、学校の高速度通信環境(Wi-Fi)の整備に対応した学校図書館の取組事例についても情報を収集し、同様に発信します。

2 都立図書館の取組

(1) レファレンスサービスの実施

教員や学校司書などの求めに応じ、調べ学習に必要な資料や読書に関する相談に対応するレファレンスサービス¹(資料や情報の提供)等を行います。

(2) 学校の読書活動支援

区市町村立図書館と連携して、職員の経験や知識を生かし、読み聞かせ講座等の講師派遣を行います。

(3) 情報発信

都立図書館ホームページの学校支援ページやソーシャルメディア(Twitter、Facebook)を活用し、学校における読書活動に役立つ情報を発信します。

(4) 資料の充実

小・中学生が読書に喜びを見いだせる資料、また、子供の知りたい、調べたいという要求を満たす資料を、利用者の年代に応じて、外国語の資料も含め幅広く収集します。子供の本や読書活動に関する参考資料や研究用資料についても一層の充実を図ります。

収集した資料は、来館利用及び区市町村立図書館への協力貸出を通じて都民に提供するとともに、研修事業や区市町村立図書館支援、学校支援等に活用します。

また、外国語絵本の展示等により子供の外国語や外国への理解を深め、更に日本語を母語としない子供、帰国・外国人児童生徒等の読書活動を支援する取組を行います。外国語の本を紹介するリスト等も作成し、取組と併せて区市町村立図書館及び学校へ情報提供をします。

3 小学校・中学校等に期待される取組

(1) 教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記

読書活動を学校全体で計画的に進めていくため、教育課程届の「指導の重点」に読書活動に関する取組を明記し、更にその具現化を図る校内体制の整備及び学校図書館の充実が望まれます。

(2) 読書指導計画の作成

読書活動を推進していくために、年間を通じた読書指導計画を作成することが効果的です。読書指導計画には、各教科等の指導との関連や読解力の向上を図る読書指導のほか、推薦図

書の選定、読書の感動・感想などを伝える場の提供、家庭や地域との連携、近隣の公立図書館等との連携についても盛り込んでいくことが期待されます。また、読書活動推進年間計画を立てることも期待されます。

(3) 校内体制の整備

司書教諭、学校図書館担当教諭及び学校司書を中心とした読書活動推進の校内組織を立ち上げるなど、校務運営組織の中に読書活動や学校図書館運営を所管する分掌を位置付けることで、より読書活動が充実していきます。

また、学校内での読書活動について評価・改善していくことが期待されます。

(4) 学校図書館の充実

学校図書館は、子供が読書を楽しめる「読書センター」としての機能、情報の収集・活用・発信を行う「情報センター」としての機能、主体的な学習や学習発表を行う「学習センター」としての機能を有しています。これらの機能を活用していくために、本を紹介する展示などの工夫や子供が本を読んで感動や共感したことを伝えられる場の提供も期待されます。

蔵書の充実については、よりよい選書ができるよう校内で検討するほか、公立図書館への協力を求めることが効果的です。

子供にとって魅力的な場所にするためには、子供が入りやすく、本を選びやすい環境づくりが大切です。地域の公立図書館や保護者、ボランティアとも連携を図り、本の配置や館内のレイアウトなどを工夫し、それぞれの学校の特長を生かした図書館にしていくことが期待されます。また、子供が本を身近なものと感じられるよう、学級文庫の充実にも配慮することが望まれます。

さらに、一人1台のモバイル端末の整備や、学校の高速度通信環境(Wi-Fi)の整備を踏まえ、新たな時代の変化に対応した読書活動を検討していくことが期待されます。なお、様々な活動を行うに当たっては、今後も感染症対策を徹底していくことが重要です。

(5) 学校図書館の使い方ガイダンスの実施（新規）

小学校から中学校、高等学校と移行するたびに不読率が上がることから、特に新入生に向けた学校図書館の使い方のガイダンスを一層充実させ、読書活動の大切さを啓発する機会としていくことが重要です。

(6) 公立図書館との連携

学校において多様な読書活動を展開していくためには、公立図書館との緊密な連携が必要です。公立図書館の豊富な資料の利用や図書館職員によるレファレンスサービス、学校訪問による読み聞かせやブックトークの実施、学校図書館運営への助言等を受けることが効果的です。

(7) 異年齢交流

異年齢交流として、小・中学生が保育所等や幼稚園の乳幼児に対して、中学生が小学生に対してなど、子供が年下の子供に読み聞かせを行う等、子供が本等に触れる機会が多様になるような工夫も期待されます。

(8) 各学級における取組

多くの本を知る機会をつくるために、学級活動の中で、学校図書館及び図書館を活用することや、教員による本の紹介、ブックトークの実施、読書の楽しみを感じる読み聞かせの実

施など様々な工夫により、子供が本に触れ、読書の楽しさを実感する機会をつくることが大切です。

さらに、必要な知識を得るための本の選び方や調べ方を学ばせることや、読書ノート、読書会、児童・生徒によるおすすめ本の紹介などにより、子供が読んだ本について話し合う機会や本から得た知識を基に発表する機会をつくる取組も期待されます。

(9) 子供一人一人に応じた働きかけ

子供の読書意欲の違いや、読書をする上でどのような支援が必要かを把握し、担任、司書教諭、学校司書、及びボランティアなどが情報を共有して、子供一人一人に合った本の紹介や読書指導をしていくことが必要です。

具体的には、次のような取組が考えられます。

- ・読みたい本がなかなか見付けられない子供に対して

(例) 子供の趣味や興味を聞き、どのような本なら興味がもてるか確認しながら本を選び、紹介する。(学年にこだわらず、読み切ることができる分量、内容のものを探す。)

- ・本や文字に抵抗のある子供に対して

(例) 本の内容をイメージする上できっかけとなる挿絵や写真等を用いた読み聞かせを通して、物語を楽しいととらえられるようにする。また、感想を話し合うことで友達等と一緒にイメージを共有したり、楽しかった気持ちを共感したりする場を作る。

4 区市町村立図書館の充実

(1) サービスの充実

子供の発達段階に留意し、以下のようなサービスを充実させていくことが望めます。

- ① 小学生には、読み聞かせのほか、子供が自分で本を選べるような本の紹介やブックトーク等の実施、ブックリストの作成・配布、子供から子供に読書の良さを伝える子供司書の育成、としょかん祭りなどのイベントの開催など図書館への興味付けを行います。

- ② 中学生には、その世代の興味・関心に合った本を集めた青少年コーナーの設置、調べ学習の方法やそのための本の紹介。中学生自身が関わる図書館事業の企画の実施。
また、子供や保護者に対して、本や読書に関する案内や助言を積極的に行うとともに、インターネットを活用しながら広く読書活動に関する情報提供を行っていくことも大切です。

さらに、子供の生活や読書の環境も大きく変化しつつあることから、時代の変化に対応して、電子書籍等のデジタル技術を活用した読書活動を検討していくことが望めます。

(2) 多様な読書の機会の提供

おはなし会や本に掲載されている情報を活用した自由研究講座、作家の講演会など読書に親しむ行事の実施、調べ学習の支援、子供によるおすすめ本の紹介、読んだ本について語り合う読書会、学校や学童保育への出張おはなし会の実施など、多様な読書の機会を提供して

いくことが大切です。

(3) 施設の充実

児童・青少年サービスの実施に当たり、館内に専用の部屋やコーナーを確保し、子供が入りやすく居心地のよい場をつくることが大切です。子供が見て分かりやすい掲示や、子供が本を取りやすいよう工夫することなども望まれます。

なお、様々な活動を行うに当たっては、今後も感染症対策を徹底していくことが重要です。

(4) 資料の充実

子供が本と出会い、読書の喜びや楽しさを感じるために、幅広い分野から本を選び、蔵書を充実していくことが必要です。選書に当たっては、子供の想像力をかき立て感性を育むもの、新しい世界への興味・関心をもたせるもの、永年子供たちに親しまれてきたものなど、質の高い読書ができるように配慮することが大切です。

(5) 学校との連携

学校が多様な読書活動を展開していくためには、地域の公立図書館との緊密な連携が必要です。公立図書館の豊富な資料の利用や図書館職員によるレファレンスサービス、出張読み聞かせやブックトークの実施、学校図書館運営への助言等を行うことが期待されます。

(6) 家庭への啓発

家庭で楽しく本を読めるように読書環境を整え、「家読」(家庭読書)を実施しやすくするなど、家庭で子供が日常的に本に親しめるように子育て支援事業とも連携し啓発等の取組を計画的に行うことが期待されます。

5 児童館、公民館、青少年施設、家庭文庫、地域文庫での読書活動

(1) 児童館、公民館、青少年施設での読書活動

子供の生活に身近な場所として児童館、公民館、青少年施設や、放課後に子供たちが過ごす場所である、学童クラブ、放課後子供教室があります。これらの施設においても、公立図書館やボランティア団体と連携して本を身近に置くことや、地域の実情に応じて、読み聞かせやブックトークなどの読書活動に取り組むことが期待されます。

特に、公立図書館が遠方にある家庭の子供や保護者に対しては、これらの施設で気軽に本を利用できる読書環境を提供していくことが求められます。

(2) 家庭文庫、地域文庫での読書活動

地域の中には、個人やグループで運営する家庭文庫や地域文庫があり、本の貸出しやおはなし会等の行事が行われています。これらの文庫は、家庭的なくつろいだ雰囲気の中で読書に親しむことができ、子供が気軽に利用できるなどの特徴があります。

家庭においては、このような文庫の読書活動に子供や保護者が参加することで、読書を楽しむ機会を増やしていくことが期待されます。

第3 高校生等の読書活動の推進

高等学校においては、生徒が本を読まなかった原因として、様々な理由から読書をする時間の確保が困難であるという状況が見られます。学校で読書活動を推進するためには、短時間で

も継続して読書ができる環境づくりや、自己の興味・関心に応じた読書ができるような働きかけが必要です。また、進学や就職に向けての課題解決や進路の指南として本を活用できるようにすることが望まれます。

なお、中学校から高等学校に進学して不読率が顕著に高まることから、入学時のガイダンスで読書活動の大切さを生徒に啓発する取組も期待されます。

また、都としては、『未来の東京』戦略ビジョンの中で、子供たちの学ぶ意欲に応え、子供たちの力を最大限に伸ばすために「TOKYO スマート・スクール・プロジェクト」の一環として、教育のデジタル化を強力に推進しています。加えて、今後も新型コロナウイルス感染症のような感染症への備えが求められるなど、子供の生活や読書の環境も大きく変化しつつあることから、時代の変化に対応して、電子書籍等のデジタル技術を活用した読書活動を検討していくことが望まれます。

1 都の施策

東京都は都立学校に対して、学校・学級での読書活動の取組に資するよう支援を行うとともに、学年が進行するごとに不読率が高まる傾向に対応した取組を行います。

(1) 教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記

都立学校の教育課程届における全校の「指導の重点」に読書活動を明記し、各校において、学校全体で計画的に読書週間や書評合戦等の具体的な読書活動の取組を進めていくこととします。

(2) 各教科等における文章理解や調べ学習等の指導の工夫

各学校では国語科において、生徒の読書への関心を高め、読書習慣を身に付けさせる指導の充実が図られるとともに、読書の幅を一層広げ、文字・活字文化に対する理解を深めさせるための指導の工夫が行われています。今後、各教科等の指導においても、課題解決のために読書活動を充実できるよう、指導の工夫についての助言を行います。

(3) 書評合戦の実施

平成 25 年度から、都立高等学校、都立中等教育学校後期課程で、生徒同士が本の魅力を紹介し合う書評合戦の取組を実施しています。書評合戦校内予選を勝ち抜いた各都立学校の代表生徒、国立・私立学校の生徒が一堂に集う「高校生書評合戦東京都大会」を秋に開催しています。「本を通して人を知る。人を通して本を知る。」をコンセプトとした書評合戦を行い、生徒の不読率の改善や読書により感じたことや得たことを自分の言葉で伝える取組を実施していきます。

(4) 都内の読書活動事例の共有化

各校で作成した紹介本リストの紹介や学校図書館の読書活動事例など学校の指導事例を集約し、東京都子供読書活動推進計画ホームページで情報発信していきます。私立学校へも積極的に情報提供を行います。

また、読書活動推進状況、児童・生徒の読書状況等調査の結果を踏まえ、読書活動が盛んな高等学校や不読率が改善した学校の取組事例を収集し、他校の取組事例を紹介します。

(5) 異年齢交流事例の発信

異年齢・異校種間の交流やボランティア活動等において、生徒が読み聞かせ等の読書によ

るコミュニケーションを通して、絵本や物語等の多様な本に触れたり目的をもって本等を選び、豊かに表現したりしている事例等を東京都子供読書活動推進計画ホームページで紹介し
ます。

(6) 学校図書館リニューアル事例等の発信

書架の配置やフロアのレイアウト、新コーナーの設置など、子供が楽しく利用できる工夫を東京都子供読書活動推進計画ホームページ等で情報発信します。また、都立図書館では学校図書館開設準備支援を行います。

さらに、一人1台のモバイル端末の整備や、学校の高速通信環境(Wi-Fi)の整備に対応した学校図書館の取組事例についても情報を収集し、同様に発信します。

(7) 図書館サービスの向上

平成23年度から本格的に開始した学校図書館の管理業務委託により、土曜授業を実施する場合の土曜開館や、各校の実情に合わせて生徒の在校する時間に常時開館可能とするなど、開館日数・開館時間を設定しています。

また、生徒が読書とともに調べ学習等を行うことにより、本や資料等に触れる機会が多くなるよう、引き続き充実を図ります。

さらに、令和4年度から高等学校において、年次進行で実施される新しい学習指導要領では、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、生徒の主體的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすことが求められていることから、今後も効率的・効果的な図書館運営を目指していきます。

2 都立図書館の取組

(1) レファレンスサービスの実施

教員や学校司書などの求めに応じ、レファレンスサービス（資料や情報の提供）等を行います。

(2) 学校への講師派遣

都立多摩図書館の青少年サービスによるノウハウを生かして、生徒に対する読み聞かせ講座等への講師派遣を行います。

(3) 選書支援

新たに出版される数多くの本の中から「中・高生にふさわしい」と都立図書館が判断して購入している青少年用図書の新着情報を都立図書館ホームページの学校支援のページに掲載し、選書に対する支援を行います。

(4) 調べ学習支援、調べ方講座の実施

都立中央図書館及び都立多摩図書館の豊富な蔵書やオンラインデータベース等を活用し、生徒の調べ学習の支援や情報リテラシー支援として図書館活用講座や、レポート・論文の書き方などの講座を行います。

(5) オンライン講座の実施（新規）

都立中央図書館で多くの校外学習を受け入れてきたノウハウを生かして、オンラインによる図書館活用講座や、レポート・論文の書き方などの講座を行います。人数の制約や距離的

な制約で校外学習ができない学校に対して行います。

(6) 高校生の興味関心を引き出す参加型の展示（新規）

高校生の興味関心を引き出す展示を実施します。例えば、高校生がメッセージを残す、展示してある本の中から好きな本を投票する等、他の高校生と読書の楽しさを共有できる参加型の展示を企画実施します。参加した生徒がそこで得た本や図書館の情報、読書の楽しみを学校に持ち帰り、伝えることにより、他の生徒を自発的な読書や図書館の利用促進に導きます。同世代から話を聞くことによって、本や図書館が身近なものとなり読書活動に結び付くことが期待されます。

(7) 情報発信

都立図書館ホームページの学校支援ページやソーシャルメディア(Twitter、Facebook)を活用し、学校における読書活動に役立つ情報を発信します。

具体的には、様々な種類のおすすめ本や、新聞等の書評に取り上げられた本のうち、高校生向けの本に関する情報を都立図書館ホームページの学校支援ページに掲載し、読書への興味関心を高めるよう支援します。

(8) 資料の充実

中高生世代が読書に喜びを見いだせる資料、また、子供の知りたい、調べたいという要求を満たす資料を、利用者の年代に応じて、外国語の資料も含め幅広く収集します。子供の本や読書活動に関する参考資料や研究用資料についても一層の充実を図ります。

収集した資料は、来館利用及び区市町村立図書館への協力貸出を通じて都民に提供するとともに、研修事業や区市町村立図書館支援、学校支援等に活用します。

また、外国語絵本の展示等により子供の外国語や外国への理解を深め、更に日本語を母語としない子供、帰国・外国人児童生徒等の読書活動を支援する取組を行います。外国語の本を紹介するリスト等も作成し、取組と併せて区市町村立図書館及び学校へ情報提供をします。

3 都立高校等における取組

(1) 教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記

読書活動を学校全体で計画的に進めていくために、教育課程届における全校の「指導の重点」に読書活動を明記し、更にその具現化を図るため、校内体制の整備及び学校図書館の充実を行います。

(2) 読書指導計画の作成

読書活動を推進していくために、年間を通じた読書指導計画を作成することが効果的です。指導計画には、教科等の指導との関連や、読解力向上のための読書指導などのほか、推薦図書を選定、読書の感動・感想などを伝えられる場の提供、家庭や地域との連携、近隣の公立図書館等との連携についても盛り込んでいきます。

(3) 校内体制の整備

司書教諭等を中心とした読書活動推進の校内組織を立ち上げるなど、校務運営組織の中に読書活動や学校図書館運営を所管する分掌を位置付けることにより読書活動が充実していきます。

また、学校内での読書活動について評価・改善を行います。

(4) 学校図書館の充実

学校図書館は、生徒が読書を楽しむ「読書センター」としての機能、情報の収集・活用・発信を行う「情報センター」としての機能、主体的な学習や学習発表を行う「学習センター」としての機能を有しています。そのためには、資料の充実を図るとともに、生徒の本への興味や関心を高めるための薦めたい本のリスト作成や展示などで紹介の仕方を工夫することのほか、情報収集のために本だけでなくインターネットや電子資料の利用の方法についても安全に正確な情報を得る方法を学べるようにしていきます。

また、生徒が本を読んで感動したり共感したり、感じたことを伝えられるような場の提供も行います。

さらに、一人1台のモバイル端末の整備や、学校の高速度通信環境(Wi-Fi)の整備を踏まえ、新たな時代の変化に対応した読書活動を検討していくことが期待されます。

なお、様々な活動を行うに当たっては、今後も感染症対策を徹底していくことが重要です。

(5) 学校図書館の使い方ガイダンスの実施（新規）

小学校から中学校、高等学校と移行するたびに不読率が上がることから、特に新入生に向けた学校図書館の使い方のガイダンスを一層充実させ、読書活動の大切さを啓発する機会としていくことが重要です。

(6) 異年齢交流

異年齢交流として、高校生が幼稚園、保育所等の乳幼児に対して読み聞かせを行うなど、生徒が物語に触れたり、音読して相手に伝えたりする機会が多様になるような工夫を行います。

(7) 生徒の読書状況に応じた働きかけ

高校生の読書活動の推進には、生徒の読書状況に応じた働きかけが必要です。具体的には次のような取組を行います。

- ・自分の進路に迷っている生徒に対して
(例) 進学や就職などの進路と関わりがある本や、将来について考えを深められるような本を紹介し、読書の目的を明確化し、動機付けを行う。
- ・部活動等に熱心に取り組んでいる生徒に対して
(例) 生徒の趣味や興味に関連した本を紹介する。学級文庫を設置するなど生徒の身近に本を置く。
- ・本や文字そのものに抵抗がある生徒に対して
(例) 朗読会や読み聞かせの機会を設けるなど、本及び読書の楽しさに触れる機会をつくる。ボランティア等で地域の子供たちへの読み聞かせ活動に参加して自分でも声に出して読んでみる機会をつくる。
全校一斉読書の時間や期間を設ける。

4 区市町村立図書館の充実

(1) サービスの充実

高校生や高等学校に進学しない子供に対しては、興味・関心に合った青少年コーナーを設置し、調べ学習の方法やそのための本の紹介を行うことなどが望まれます。また、子供自身が関わる図書館事業の企画の実施などサービスを充実させていくことが期待されます。

さらに、子供に対して、本や読書に関する案内や助言を積極的に行うとともに、インターネットを活用しながら広く読書活動に関する情報提供を行っていくことも大切です。

加えて、子供の生活や読書の環境も大きく変化しつつあることから、時代の変化に対応して、電子書籍等のデジタル技術を活用した読書活動を検討していくことが望まれます。

(2) 多様な読書の機会の提供

作家の講演会など読書に親しむ行事の実施、調べ学習の支援、高校生など青少年によるおすすめ本の紹介、読んだ本について語り合う読書会の実施など、多様な読書の機会を提供していくことが大切です。

(3) 施設の充実

青少年サービスの実施に当たり、館内に専用の部屋やコーナーを確保し、子供が入りやすく居心地のよい場をつくるのが大切です。子供が見て分かりやすいサイン等が望まれます。なお、様々な活動を行うに当たっては、今後も感染症対策を徹底していくことが重要です。

(4) 資料の充実

青少年が本と出会い、読書の喜びや楽しさを得るために、幅広い分野から本を選び、新書や専門書、一般書などを含めて蔵書を充実していくことが必要です。選書に当たっては、青少年の感性を育むもの、新しい分野への興味・関心をもたせるものなど、質の高い読書ができるように配慮することが大切です。

(5) 学校との連携

学校が多様な読書活動を展開していくためには、地域の公立図書館との緊密な連携が必要です。公立図書館と学校の間で、読書指導計画等についての情報を共有し、公立図書館の豊富な資料の利用や図書館職員によるレファレンスサービス、学校訪問によるブックトークの実施や学校図書館運営への助言等を行うことが期待されます。

第4 特別な配慮を必要とする子供の読書活動の推進

特別な配慮を必要とする子供の読書活動では、一人一人の実態に応じた支援を行い、習慣付けることが大切です。読み聞かせの工夫をするとともに、パペット²、さわる絵本³、点字本や大活字本⁴、マルチメディアデイジー⁵などの活用で読書の世界を楽しむことができるようにすることが求められます。

また、障害以外にも、日本語を母語としない子供、帰国・外国人児童生徒等、多様なニーズに配慮することも大切です。

特別な配慮を必要とする子供に対しては、読書活動の際に生じる困難さを把握し、必要な配慮を検討していく必要があります。

1 都の施策

東京都は都立特別支援学校等の児童・生徒に対して、特別な配慮を必要とする児童・生徒一人一人の実態に応じた支援を行い、読書を習慣付けることができるよう指導や支援を行います。また、区市町村教育委員会を通して、特別支援学級や通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童・生徒に対して、同様に支援を行います。

(1) 教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記

都立特別支援学校等の教育課程届における全校の「指導の重点」に読書活動を明記し、各校において計画的に読書活動の具体的な取組を進めていくこととします。

(2) 障害に応じた指導及び支援方法の工夫

障害のある児童・生徒の豊かな読書活動を推進するために、児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じた選書や支援を工夫します。

- ① 視覚障害の児童・生徒が読書に親しむことができるように、点字図書や拡大図書の拡充、デイジー図書等デジタル機器を活用した図書の充実を図る。
- ② 聴覚障害の児童・生徒が読書に親しむことができるように、読書発表等様々な機会を通じて読書に対する意欲や態度を養い、読書活動の活発化を図る。
- ③ 肢体不自由の児童・生徒が読書に親しむことができるように、障害特性や発達段階に応じて電子図書の導入やコンテンツの活用等の充実を図る。
- ④ 知的障害の児童・生徒が読書活動に親しむことができるように、読み聞かせや大型絵本等の利用や、パペットやペープサート⁶、さわる絵本の活用等、視覚化や動作化などによる支援の工夫を図る。
- ⑤ 病弱の児童・生徒が読書に親しむことができるよう、一人一人の病気の状態等に配慮したデジタル機器の活用等により、読書に対する意欲を養う工夫をする。
- ⑥ 発達障害等の児童・生徒が読書に親しむことができるよう、読み書きの障害を補う視覚的に分かりやすいデイジー図書等の情報機器の活用によって、読書活動支援を工夫する。

障害のある児童・生徒が読書に親しむことに加えて、読書体験発表等自分の考えを表現したり、発表したりする機会を通して、言語活動を豊かにしていきます。

また、都立図書館や地域の公立図書館、点字図書館、朗読の専門家や読書ボランティア等の人材を活用した取組やデジタル機器を活用した読書活動を紹介するとともに、読み聞かせに関する技能の向上等、教員の読書活動支援に関する専門性の向上を図ります。

(3) 特別支援学校等の読書環境整備

読書活動を活性化させるための学校図書館の整備活用に関する推進校の取組をまとめた指導資料を活用し、その成果を普及します。

なお、推進校の取組をまとめた指導資料は、東京都子供読書活動推進計画ホームページに掲載します。

なお、様々な活動を行うに当たっては、今後も感染症対策を徹底していくことが重要です。

2 都立図書館の取組

(1) レファレンスサービスの実施

教員の求めに応じ、レファレンスサービス（資料や情報の提供）等を行います。

(2) 学校図書館運営支援

特別支援学校に対して、図書の配置などの学校図書館整備や図書の選書等、図書館の運営に関する支援及び児童・生徒の読書等に関する情報提供を行います。都立図書館ホームページで、基本図書リストを公開し、学校図書館で資料の整備をする学校の支援を行います。

(3) 『特別支援学校での読み聞かせ』の全面改訂（新規）

啓発資料『特別支援学校での読み聞かせ』を全面改訂します。特別支援学校等で初めて読み聞かせをしようとする図書館職員、教職員、ボランティア等を対象に、読み聞かせの心構えや事前準備、対象別おすすめ本の紹介を含む内容とし、特別支援学校等での読書活動を推進する支援をします。啓発資料の全文を都立図書館ホームページで公開し、広く情報を提供します。

(4) 読み聞かせ等のボランティア人材の育成

区市町村立図書館を通じて特別支援学校等で読み聞かせ等をするボランティアを育成します。具体的には、区市町村立図書館が開催する読み聞かせ講座等に講師を派遣します。区市町村立図書館職員及び都立特別支援学校の教職員の育成支援も行います。全面改訂した啓発資料『特別支援学校での読み聞かせ』を研修テキストとして活用します。

(5) 読みやすい本コーナー（仮称）の設置（新規）

LLブック⁷や点字図書等、読書することが難しい子供でも読書に親しむことができるようなやさしい本のコーナーを設置します。

(6) やさしい日本語のコーナー（仮称）の設置（新規）

日本語を母語としない子供が、日本語を学んだり、日本の歴史や文化を理解したりすることができる、やさしい日本語で書かれた本のコーナーを設置します。

(7) 資料の充実

小学生、中高生世代までが読書に喜びを見いだせる資料、また、子供の知りたい、調べたいという要求を満たす資料を利用者の年代に応じて、外国語の資料やマルチメディアデジタルを含め、幅広く収集します。子供の本や読書活動に関する参考資料や研究用資料についても一層の充実を図ります。

収集した資料は、来館利用及び区市町村立図書館への協力貸出を通じて都民に提供するとともに、研修事業や区市町村立図書館支援、学校支援等に活用します。

3 特別支援学校等における取組

(1) 教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記

読書活動を学校全体で計画的に進めていくために、教育課程届における全校の「指導の重点」に読書活動を明記し、更なる具現化を図るため、校内体制の整備及び学校図書館の充実を行うことが必要です。

(2) 読書指導計画の作成

読書活動を推進していくために、年間を通じた読書指導計画を作成することが効果的です。指導計画には、教科等の指導との関連や、読解力向上のための読書指導などのほか、推薦図

書の選定、読書の感動・感想などを伝えられる場の提供、家庭や地域との連携、近隣の公立図書館等との連携についても盛り込んでいくことが期待されます。

(3) 校内体制の整備

司書教諭等を中心とした読書活動推進の校内組織を立ち上げるなど、校務運営組織の中に読書活動や学校図書館運営を所管する分掌を位置付けることにより読書活動が充実していきます。

また、学校内での読書活動について評価・改善していくことが期待されます。

(4) 校内の読書環境の充実

学校図書館には児童・生徒が読書を楽しめる「読書センター」としての機能、情報の収集・活用・発信を行う「情報センター」としての機能、主体的な学習や学習発表を行う「学習センター」としての機能を有しています。そのためには、児童・生徒一人一人の状況に応じ、興味・関心をもつような本を選定するとともに、安全面等に配慮して本の配置や書架のレイアウト等を工夫することが必要です。

また、児童・生徒の読書活動の充実のために、読み聞かせの実施等、地域の図書館や家庭と協力していくことが望まれます。資料の充実については、学校自らの購入等に加え、都立図書館や地域の公立図書館、サピエ（厚生労働省補助事業「視覚障害者情報提供ネットワークシステム整備事業」）⁸などを活用し、児童・生徒に提供することが必要です。

さらに、読書の習慣化を図り、児童・生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養えるよう、家庭に対する啓発活動を継続的に行うことが望まれます。

普及・啓発に当たっては、「言語活動及び読書活動の充実事業」で作成する指導資料を活用することができます。

(5) 日本語を母語としない子供等の読書環境の充実

日本語を母語としない子供、帰国・外国人児童生徒等の読書活動を支援するため、学校の実情に応じ、多様な外国語資料の充実が期待されます。資料の充実については、学校自らの購入等に加え、地域の公立図書館などを活用し、児童・生徒に提供することが必要です。

4 区市町村立図書館の充実

(1) 資料の充実

子供が本と出会い、読書の喜びや楽しさを得るために、幅広い分野から本を選び、蔵書を充実していくことが必要です。

選書に当たっては、子供の想像力をかき立て感性を育むもの、新しい世界への興味・関心をもたせるもの、永年子供たちに親しまれてきたものなど、質の高い読書ができるように配慮することが大切です。

(2) 障害のある子供の読書活動の支援

障害のある子供が豊かな読書活動をしていけるよう、パペットや、さわる絵本、点字資料や大活字本、マルチメディアダイジー等の収集、おはなし会の実施など、障害の状態や特性に応じたサービスを提供していくことが期待されます。

また、サービスの提供では、特別支援学校（級）や病院、ボランティアなどと連携した取組も望まれます。

(3) 日本語を母語としない子供等の読書活動の支援

日本語を母語としない子供、帰国・外国人児童生徒等の読書活動を支援するため、地域の実情に応じ、多様な外国語資料の収集・提供が期待されます。また、公立図書館のサービスについて、地元住民への広報や国際交流協会、国際交流委員会等の関係機関を通じて情報提供していくなど、地域の実情に応じて来館を促す取組を工夫することも大切です。

第2章 読書活動推進の基盤づくり

第1章では、乳幼児期から子供の発達段階に応じた取組について述べてきました。第2章では、人材育成をはじめ、更に社会全体での読書環境整備を行うための取組を記載します。

第1 区市町村の子供読書活動推進計画策定の推進

子供の読書活動を推進していく上で、更に実効性を高めるには、各自治体において地域の実情を踏まえた推進計画を策定し、施策の方向性や取組を示すことが大切です。

1 都の施策

<区市町村における推進計画策定・更新への働きかけ>

区市町村における推進計画策定・更新への働きかけを行います。令和7年度までには全ての自治体で計画が策定できることを目指します。不読率の改善及び読書の質の向上を目指した区市町村の計画策定を推進するなど、都内の読書活動推進の基盤づくりを更に進めていきます。

2 区市町村における子供読書活動推進計画の策定

<子供読書活動推進計画の策定・更新>

区市町村が推進計画を策定するに当たっては、地域の実情に応じて、学校に対する働きかけや支援、乳幼児のいる家庭への啓発や支援等を盛り込む等、推進の具体的な取組の内容を示していくことが必要です。さらに、可能な限り具体的な目標を設定し、その達成状況に関し点検及び評価を行うことが求められます。

また、計画の進捗状況により、必要な場合は計画の更新を行うことが望まれます。

第2 読書活動推進状況等の調査

1 読書活動推進状況、児童・生徒の読書状況等調査

(1) 都立学校における読書活動取組状況及び児童・生徒の読書状況等調査の実施・公表

都立学校を対象に、令和4、6年度に各校の読書活動取組状況及び生徒の読書状況等調査を実施します。都立高校については、各校が生徒の読書状況の現状を認識し、読書活動に対する意識を高めることができるよう、高等学校別の不読率を通知します。また、不読率の改善及び読書の質の向上に関わる指標として「身近な人との読書経験」や「読書が好きであるか」との項目、「調べもののために資料等を読む」ということに、特に着目していきます。

不読率の高い学校に対しては、東京都教職員研修センター主催の読書活動を充実させるための取組を学ぶ研修への受講を促します。

令和7年度に読書活動取組状況の評価を行うとともに、次期計画策定に向けた検討を行います。計画期間中は、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すPDCAサイクルを実行していく戦略的な取組により、計画をより実効性のあるものとしていきます。

(2) 区市町村における読書活動推進状況及び児童・生徒の読書状況等調査の実施・公表

令和4、6年度で読書活動推進状況、児童・生徒の読書状況等調査を行い、推進状況等を把握します。調査結果は、区市町村や学校での読書活動の推進の参考となるよう、ホームページ等で公表していきます。

第3 都立図書館による区市町村立図書館の児童・青少年サービスの振興

(1) 貸出し・レファレンス

区市町村立図書館の求めに応じ、資料の貸出しやレファレンスサービス（情報の提供や提示）を行うことを通じて、各図書館の児童・青少年サービスの支援を行います。

(2) 図書館未整備自治体（島しょ等）への協力

公立図書館が未整備の自治体に対して、自治体と連携し、子供の読書活動や読書環境整備に関する助言、資料の貸出し等を行っていきます。

(3) 担当者会の実施、情報の共有化

都立多摩図書館では都内公立図書館の児童・青少年サービス振興を目指し、児童サービス担当者会及び青少年サービス担当者会を行い、情報集約と共有化を図ります。

(4) 区市町村立図書館についての情報収集・発信

都内及び都外の事例等を収集し、区市町村立図書館と共有していくことを目指します。

第4 読書活動を支える人材の育成

学校での読書活動を推進していくためには、学校図書館の運営や活用、読書指導などにおいて、司書教諭が中心的な役割を果たしていくことが必要です。

学校図書館法等において、司書教諭を配置することとされている12学級以上の都立学校には司書教諭の有資格者が配置され、校長が発令を行っています。

公立図書館においては専門的知識をもった職員の資質を向上させることが常に求められます。

また、子供の読書活動を一層推進するためには学校支援ボランティアや地域で活動するボランティアなどの力が欠かせないものとなっています。

1 都による司書教諭や学校図書館担当教諭の研修・研究等

(1) 司書教諭等への研修の実施

司書教諭等には、教育課程の展開と図書館資料の活用についての見識や児童・生徒の読書活動を一層充実させる力量、また、学校図書館の活用を通じて児童・生徒に情報活用能力を一層身に付けさせる力量が求められており、これらが高めるための研修や研究の機会を充実していくことが必要です。

このため、教職員研修センターと都立図書館の連携により、司書教諭をはじめとする

学校図書館の担当教諭等を対象として、学校図書館の効果的な活用や読書活動の充実に関する研修などを実施します。

(2) 司書教諭と教職員の連携による読書の質の向上

児童・生徒の読書の質を向上させるために、司書教諭等が全ての教職員と連携しながら学校図書館の機能を充実させていく学校づくりを推進します。児童・生徒が読書の喜びを感じ、目的をもって読書に取り組めるよう、司書教諭と教職員が連携し、学校全体で取り組んでいる具体的な事例を取りまとめて啓発資料を作成し、その成果を広く普及していきます。

2 都立図書館による人材育成の取組

(1) 都立多摩図書館の職員の育成

児童・青少年対象の資料や子供の読書活動に精通し、子供の年代に応じたサービスができる経験豊富な職員を育成し、その経験や知識を活用して、区市町村立図書館支援や学校支援を行います。

(2) 区市町村立図書館職員の研修の実施

区市町村立図書館での児童・青少年サービスの一層のレベルアップを目指し、担当職員に対する児童・青少年サービスに関する専門研修を引き続き行います。実施した研修のテキスト資料等を都立図書館ホームページに掲載し、研修情報の共有化を図ります。

3 区市町村における人材育成の取組

(1) 司書教諭等対象の研修、業務の支援

区市町村においては、研修事業のほか、学校図書館運営マニュアルや、資料収集のための選定リスト等を作成するなどにより、各学校の司書教諭等の支援をすることが期待されます。

また、校内で司書教諭等が十分な役割を果たすことができるよう、学校図書館や読書活動に対して、教職員全体の理解を深めるような校内研修や校務分掌の配慮をしていくことも求められます。

(2) 学校図書館における人材の活用及び資質の向上

区市町村においては、学校図書館を中心とした読書活動を一層充実していくために、各区市町村の実情に応じ、多様な方法で人材の活用を進めていくこと、そして、その人材の資質の維持・向上のための研修等の実施が望まれます。

(3) 専門的人材の育成・配置

公立図書館では、地域の子供の読書活動を推進する様々な取組を行うために、児童・青少年対象の資料や子供の読書活動に精通した、経験豊富な職員を育成することが必要です。

また、地域の読書環境を充実させるために、学校、ボランティア、他施設等との連携を緊密に行うことができる組織体制をつくるのが大切です。

4 都によるボランティア活動の支援

＜ボランティアによる地域ぐるみの読書活動推進＞

子供が読書の楽しさを知り、目的をもった読書ができるようになるには、人的支援が欠かせません。読み聞かせの工夫や図書室の整備など、地域や学校においてはボランティアの育成やレベルアップが常に求められます。

これからボランティア活動を希望する方々のために、学校支援ボランティアや地域のボランティア団体等の能力向上のための研修方法をホームページに掲載し、また、ボランティアのスキルアップのために作成した読み聞かせの手法に関する啓発資料を、区市町村でのボランティア活動の推進に役立てます。

5 都立図書館によるボランティア活動の支援

＜読み聞かせする人材の育成＞

区市町村立図書館を通じ、特別支援学校で読み聞かせをするボランティアの人材育成を支援します。具体的には、区市町村立図書館が開催する読み聞かせ講座に講師を派遣します。啓発資料『特別支援学校での読み聞かせ』を全面改訂し、研修テキストとして活用します。

6 区市町村によるボランティア活動の支援

＜ボランティア等による自主的な活動の支援＞

区市町村において、ボランティア等の自主的な読書推進活動を推進していくためには、研修など勉強会の支援や、活動場所の提供、図書館資料の貸出し、ボランティア相互の情報交換の場を設けるなどの支援をしていくことが考えられます。

第5 啓発、広報

1 都立図書館による普及・啓発

(1) 啓発事業の実施

児童資料や青少年資料による展示とその関連講座を行う等、子供の読書活動について広く都民へ普及・啓発していきます。

(2) 都立図書館ホームページによる情報発信

都立図書館ホームページ「こどもページ」「青少年のページ」「学校支援のページ」「子供の読書に関わる方のページ」において、各サービスに関する情報を掲載していきます。

2 区市町村による普及・啓発

＜多様な読書の機会の提供＞

おはなし会や本に掲載されている情報を活用した自由研究講座、作家の講演会など読書に親しむ行事の実施、調べ学習の支援、子供によるおすすめ本の紹介、読んだ本について語り合う読書会の実施など、多様な読書の機会を提供していくことが大切です。

その際、子供への情報発信、保護者への啓発など広報活動を強化していくことが望まれます。

-
- 1 レファレンスサービス：図書館の利用者が求める資料や情報について、図書館職員が当該資料や情報を提供又は提示すること。またそれに関わる業務のこと。
 - 2 パペット：人形劇などで使われる操り人形の総称。人形を使うことで本の世界に入り込みやすくなるとして使用される。
 - 3 さわる絵本：絵本の絵の部分を手でさわって分かるように工夫したもの。本の挿し絵は様々な材料で作られており、盛り上がった形となっている。
 - 4 大活字本：弱視の方や高齢者の方のために大きな文字サイズや専用のデザインで改訂して出版される本のこと。
 - 5 マルチメディアデージー：デージー（DAISY）とは、Digital Accessible Information System の略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳される。もともとは視覚障害者の録音図書のために開発されたもの。マルチメディアデージーは音声にテキスト、画像をシンクロ（同期）させることができる。パソコン上で専用再生ソフトを使用すると、音声のスピード・文字の大きさ・背景とのコントラストの変更等ができる。
 - 6 ペーパーサート：（paper puppet theater）とは、紙人形劇のこと。表と裏で別の絵が描かれており、背景の前で人形を動かすことと、人形の表裏を返すことによって、動作を表現する。
 - 7 LL ブック：知的障害や発達障害などで読み書きが不自由な人たちが読みやすいように工夫された本。「LL」はスウェーデン語の「やさしく読みやすい」を意味することばの頭文字。
 - 8 サピエ：厚生労働省補助事業「視覚障害者情報提供ネットワークシステム整備事業」。視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して、点字・デージー図書のデータをはじめ暮らしに密着した地域・生活情報など様々な情報を提供するネットワーク。

「第2部 具体的な取組」一覧

読書の質を向上させる取り組みには、マークがついています。
! 適切な本を知らせる ☆読書に主体的に関わる態度の育成

第1章 発達段階に合わせた取組

第1 乳幼児の読書活動の推進

| | ページ の 目次 |
|--|----------------|
| 1 都による乳幼児のいる家庭、乳幼児に関わる人への支援 | |
| (1)乳幼児期の読み聞かせに関する情報発信 | ☆ 23 |
| (2)異年齢交流事例の発信 | ☆ 23 |
| 2 都立図書館の取組 | |
| (1)乳幼児のいる家庭、乳幼児に関わる人への情報提供 | ! ☆ 23 |
| (2)子供の読書に関する相談事業及び啓発資料の活用 | ! ☆ 24 |
| (3)区市町村立図書館の乳幼児サービス実施への支援 | ! ☆ 24 |
| (4)資料の充実 | ! 24 |
| 3 区市町村立図書館による乳幼児のいる家庭、乳幼児に関わる人への支援 | |
| (1)サービスの充実 | ! ☆ 24 |
| (2)乳幼児健診を利用した読み聞かせの実演 | ! ☆ 24 |
| (3)図書館等での定期的なおはなし会の実施 | ! ☆ 24 |
| (4)読み聞かせ講座の実施 | ! ☆ 24 |
| (5)家庭での読み聞かせの支援 | ! ☆ 24 |
| (6)保育所等、幼稚園、認定こども園との連携 | ! ☆ 25 |
| (7)家庭への啓発 | ! ☆ 25 |
| (8)施設の充実 | 25 |
| (9)資料の充実 | ! 25 |
| 4 保育所等、幼稚園、認定こども園に期待される取組 〈保育所等、幼稚園、認定こども園での読書活動〉 | ☆ 25 |

第2 小・中学生の読書活動の推進

| | |
|---------------------------------|--------|
| 1 都による小学校・中学校等への支援 | |
| (1)朝の読書や各教科等における読書活動の工夫 | ! ☆ 26 |
| (2)都内の読書活動事例の共有化 | 26 |
| (3)異年齢交流事例の発信 | ☆ 27 |
| (4)学校図書館リニューアル事例等の発信 | 27 |
| 2 都立図書館の取組 | |
| (1)レファレンスサービスの実施 | ! ☆ 27 |
| (2)学校の読書活動支援 | ! ☆ 27 |
| (3)情報発信 | ! 27 |
| (4)資料の充実 | 27 |
| 3 小学校・中学校等に期待される取組 | |
| (1)教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記 | 27 |
| (2)読書指導計画の作成 | ! ☆ 27 |
| (3)校内体制の整備 | 28 |
| (4)学校図書館の充実 | ! ☆ 28 |
| (5)学校図書館の使い方ガイダンスの実施(新規) | 28 |
| (6)公立図書館との連携 | 28 |
| (7)異年齢交流 | ☆ 28 |
| (8)各学級における取組 | ! ☆ 28 |
| (9)子供一人一人に応じた働きかけ | ☆ 29 |
| 4 区市町村立図書館の充実 | |
| (1)サービスの充実 | ! ☆ 29 |
| (2)多様な読書の機会の提供 | ! ☆ 29 |
| (3)施設の充実 | 30 |
| (4)資料の充実 | ! 30 |
| (5)学校との連携 | 30 |
| (6)家庭への啓発 | ! ☆ 30 |
| 5 児童館、公民館、青少年施設、家庭文庫、地域文庫での読書活動 | |
| (1)児童館、公民館、青少年施設での読書活動 | ! ☆ 30 |
| (2)家庭文庫、地域文庫での読書活動 | ! ☆ 30 |

第3 高校生等の読書活動の推進

| | ページ の 目次 |
|-----------------------------|----------------|
| 1 都の施策 | |
| (1)教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記 | 31 |
| (2)各教科等における文章理解や調べ学習等の指導の工夫 | ! ☆ 31 |
| (3)書評合戦の実施 | ! ☆ 31 |
| (4)都内の読書活動事例の共有化 | ! ☆ 31 |
| (5)異年齢交流事例の発信 | ☆ 31 |
| (6)学校図書館リニューアル事例等の発信 | 32 |
| (7)図書館サービスの向上 | 32 |
| 2 都立図書館の取組 | |
| (1)レファレンスサービスの実施 | ! ☆ 32 |
| (2)学校への講師派遣 | ! ☆ 32 |
| (3)選書支援 | ! 32 |
| (4)調べ学習支援、調べ方講座の実施 | ! ☆ 32 |
| (5)オンライン講座の実施(新規) | ! ☆ 32 |
| (6)高校生の興味関心を引き出す参加型の展示(新規) | ☆ 33 |
| (7)情報発信 | ! 33 |
| (8)資料の充実 | ! 33 |
| 3 都立高校等における取組 | |
| (1)教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記 | 33 |
| (2)読書指導計画の作成 | ! ☆ 33 |
| (3)校内体制の整備 | 33 |
| (4)学校図書館の充実 | ☆ 34 |
| (5)学校図書館の使い方ガイダンスの実施(新規) | 34 |
| (6)異年齢交流 | ☆ 34 |
| (7)生徒の読書状況に応じた働きかけ | ! ☆ 34 |
| 4 区市町村立図書館の充実 | |
| (1)サービスの充実 | ! ☆ 35 |
| (2)多様な読書の機会の提供 | ☆ 35 |
| (3)施設の充実 | 35 |
| (4)資料の充実 | ! 35 |
| (5)学校との連携 | 35 |

第4 特別な配慮を必要とする子供の読書活動の推進

| | |
|-----------------------------|--------|
| 1 都の施策 | |
| (1)教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記 | 36 |
| (2)障害に応じた指導及び支援方法の工夫 | ☆ 36 |
| (3)特別支援学校等の読書環境整備 | 36 |
| 2 都立図書館の取組 | |
| (1)レファレンスサービスの実施 | ! ☆ 36 |
| (2)学校図書館運営支援 | 37 |
| (3)『特別支援学校での読み聞かせ』の全面改訂(新規) | ! ☆ 37 |
| (4)読み聞かせ等のボランティア人材の育成 | ☆ 37 |
| (5)読みやすい本コーナー(仮称)の設置(新規) | ! 37 |
| (6)やさしい日本語のコーナー(仮称)の設置(新規) | ! 37 |
| (7)資料の充実 | ! 37 |
| 3 特別支援学校等における取組 | |
| (1)教育課程の「指導の重点」に読書活動を明記 | 37 |
| (2)読書指導計画の作成 | ! ☆ 37 |
| (3)校内体制の整備 | 38 |
| (4)校内の読書環境の充実 | ☆ 38 |
| (5)日本語を母語としない子供等の読書環境の充実 | ! ☆ 38 |
| 4 区市町村立図書館の充実 | |
| (1)資料の充実 | ! 38 |
| (2)障害のある子供の読書活動の支援 | ! ☆ 38 |
| (3)日本語を母語としない子供等の読書活動の支援 | ! ☆ 39 |

第2章 読書活動推進の基盤づくり

第1 区市町村の子供読書活動推進計画策定の推進

| | ページ の 目次 |
|---------------------------|----------------|
| 1 都の施策 | |
| 〈区市町村における推進計画策定・更新への働きかけ〉 | 40 |
| 2 区市町村における子供読書活動推進計画の策定 | |
| 〈子供読書活動推進計画の策定・更新〉 | 40 |

第2 読書活動推進状況等の調査

| | |
|--|----|
| 1 読書活動推進状況、児童・生徒の読書状況等調査 | |
| (1)都立学校における読書活動取組状況及び児童・生徒の読書状況等調査の実施・公表 | 40 |
| (2)区市町村における読書活動推進状況及び児童・生徒の読書状況等調査の実施・公表 | 41 |

第3 都立図書館による区市町村立図書館の児童・青少年サービスの振興

| | |
|-------------------------|----|
| (1)貸出し・レファレンス | 41 |
| (2)図書館未整備自治体(島しょ等)への協力 | 41 |
| (3)担当者会の実施、情報の共有化 | 41 |
| (4)区市町村立図書館についての情報収集・発信 | 41 |

第4 読書活動を支える人材の育成

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 都による司書教諭や学校図書館担当教諭の研修・研究等 | |
| (1)司書教諭等への研修の実施 | 41 |
| (2)司書教諭と教職員の連携による読書の質の向上 | 42 |
| 2 都立図書館による人材育成の取組 | |
| (1)都立多摩図書館の職員の育成 | 42 |
| (2)区市町村立図書館職員の研修の実施 | 42 |
| 3 区市町村における人材育成の取組 | |
| (1)司書教諭等対象の研修、業務の支援 | 42 |
| (2)学校図書館における人材の活用及び資質の向上 | 42 |
| (3)専門的人材の育成・配置 | 42 |
| 4 都によるボランティア活動の支援 | |
| 〈ボランティアによる地域ぐるみの読書活動の推進〉 | 43 |
| 5 都立図書館によるボランティア活動の支援 | |
| 〈読み聞かせする人材の育成〉 | 43 |
| 6 区市町村によるボランティア活動の支援 | |
| 〈ボランティア等による自主的な活動の支援〉 | 43 |

第5 啓発、広報

| | |
|-----------------------|--------|
| 1 都立図書館による普及・啓発 | |
| (1)啓発事業の実施 | ! ☆ 43 |
| (2)都立図書館ホームページによる情報発信 | ! 43 |
| 2 区市町村による普及・啓発 | |
| 〈多様な読書の機会の提供〉 | ! ☆ 43 |

【東京都子供読書活動推進計画関連ホームページ案内】

東京都子供読書活動推進計画 ～未来を支える読書～

<https://kodomo-dokusho.metro.tokyo.lg.jp/>

都立図書館

<https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都教育委員会

<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/>

第四次東京都子供読書活動推進計画

令和3年3月

編集・発行 東京都教育庁地域教育支援部管理課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5320-6852